

SHIGA CHUO SHINKIN BANK
REPORT 2020

H31.4.1▶R2.3.31



まっすぐ未来
滋賀中央信用金庫



理事長 沼尾 護

ごあいさつ

皆さまには、平素より滋賀中央信用金庫に対しまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本冊子は、令和元年度における当金庫の経営内容や活動状況を取りまとめ作成いたしました。ご高覧賜り、金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

現下の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も主要国におけるロックダウンの効果が顕在化し、収束の気配を見せるなか徐々に経済活動を回復させる動きにありますが、サプライチェーンの乱れや世界貿易の縮小等により实体经济への影響は大きく、グレート・ロックダウンと表現されるように景気回復には相当の時間を要するとの見方が大勢です。

地域経済においても、コロナ禍が实体经济に及ぼす影響は大きく、景況感を押し下げる要因となっています。当金庫は、地域の皆さまとともにこの難局に立ち向かい、皆さま一人ひとりの身近な相談者として地域経済の回復と活性化を担うべく、円滑な資金供給による企業支援とコンサルティング機能を發揮してまいります。

また、令和2年3月にはSDGs宣言を公表、地域社会の一員として皆さまとのつながりを大切にし、社会的課題解決、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けSDGsの達成に取り組む所存でございます。

今後も、内部管理態勢の充実・強化、役職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるよう取り組んでまいりますので、引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

経営理念

1. 地域を大切にし、発展的未来を共に創造する。
2. 人々の「幸福」かつ「安定」した生活設計に寄与する。
3. 常に積極的で、最良のサービスを提供する。

経営方針

高品質なサービスで 地域に貢献

協同組織金融機関の特色を活かして、顧客ニーズに応じた高品質な商品とサービスを安定的かつ積極的に提供し、地域社会と中小企業の繁栄に寄与する。

健全・透明な 経営の実践

健全で透明な金庫経営を通じて社会的企業価値の最大化に尽力するとともに、地域顧客のパートナーとして、地域社会のさらなる活性化をめざす。

職員の資質向上

自由闊達で活力ある職場環境をつくり、職員の資質の向上とより良い人材育成に努める。

Contents

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
今年度のしがちゅうしん	
当金庫と地域社会	3
持続可能な社会の実現に向けた取組み	4
主要な事業の概況	5～6
中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取組み	7～10
地域貢献活動	11～12
総代会	13～14

インフォメーション

内部管理態勢とコンプライアンス態勢	15～16
顧客保護等の管理態勢	17～18
リスク管理態勢	19～20
金庫の概況・役員および組織に関する事項	21～22
しがちゅうしんについて	23～24
商品・サービスのご案内	25～29

資料編

主要な事業に関する事項	31～42
自己資本の充実の状況	43～51
ディスクロージャー開示項目一覧	52
店舗一覧	53～54

当金庫と地域社会

当金庫は、彦根市・近江八幡市・野洲市・守山市・栗東市・草津市・大津市・東近江市および愛知郡・犬上郡・蒲生郡地区を主な事業地区として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関です。

創業以来、この理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要としているお客さまにご融資し、地域社会を金融面からひとつに結ぶ要の役割を果たすべく努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた地域社会との強い絆とネットワークは、当金庫にとって最も大切な財産と考えています。

当金庫は今後も、金融サービスの提供はもとより、地域特有の文化・環境・教育といった分野におきましても、地域社会の活性化・持続的発展のため広く貢献できますように努力してまいります。



持続可能な社会の実現に向けた取組み

当金庫は、国連が定めたSDGsの「世界共通言語」である要素を積極的に活用し、多様な取組みを通じて新たなビジネスチャンスを見出し、地域金融機関として地域に根ざした自律的好循環を目指します。

滋賀中央信用金庫 ーまっすぐ未来ー サステナブル宣言

滋賀中央信用金庫は、地域社会の一員として地域の皆さまとのつながりを大切に、社会的課題解決、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、地域金融機関としての活動を通じてSDGsの達成に取り組んでまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



つなぐ1 地域社会の活性化と 持続的繁栄への貢献

地域社会の活性化と持続的な繁栄を目指して、地域のすべての人とのつながりを大切に、地方公共団体、各種団体等とも連携しながら金融支援・非金融支援を通じて地域の課題解決に尽力いたします。

また、地域行事等への積極的な参加や職場体験・職場見学を実施することで、地域に根ざした身近な金融機関として活気ある地域社会創りに貢献します。

つなぐ3 あらゆる角度からの環境保全

地域社会の繁栄や地域経済の発展において、環境保全や自然災害等への取り組みは重要な課題となります。当金庫は、中小企業の皆さまに対してその必要な金融支援を行うために、多様な金融商品を取り揃え地域の環境保全に努めます。

また、事業活動においても、環境負荷の低減に努め、あらゆる分野で環境保全に取り組めます。

SDGs活動方針

当金庫は、『まっすぐ未来』に
つなぐ重要課題（マテリアリティ）を
掲げ、SDGsの達成を目指します。



“つなぐ”は、当金庫と地域の社会、経済、人とのつながりや役職員間のつながりを意図とし、SDGs活動との相乗効果により持続可能性（サステナビリティ）を追求し、SDGsを通じて社会に貢献することを込めています。

つなぐ2 地域経済の持続的 発展への支援

地域の経済が持続的に発展することは、そこで生活するあらゆる人々が幸福であり続けられることにつながるものであることから、当金庫は継続的に金融仲介機能を発揮し中小企業の皆さまに寄り添い、企業の課題解決に向けた取り組みを実践します。

SDGsの理念「誰一人取り残さない」に則った地域経済の発展を目指し、金融サービスの向上とコンサルティング機能の強化に努めます。

つなぐ4 目標達成に向けた人材育成

SDGsを社会や経済、環境保全につなげるために、役職員が少なからず貢献できるようにスキルの向上、目利き力の養成を図るとともに、女性活躍の促進、ワークライフ・バランスの実現に向けた職場環境の確立、すべての職員の働きがいやモチベーションの向上に努めます。

また、未来を担う青少年の健全育成の支援に取り組めます。

主要な事業の概況

当金庫は、平成29年に策定した長期経営計画（5か年計画）に基づき、地域密着型金融を推進すべく「貸出金に軸足を置いた」業務推進を展開しております。しかしながら、貸出金残高は順調に進捗するも長引く金融緩和政策の影響等により貸出金や余資運用利回りの低下から資金運用収益による収益確保が微増に留まり、貸出金残高増加に伴うリスクアセットの増加に対して、収益による自己資本額の積み上げが薄く自己資本比率を押し下げる結果となっています。

地域の活性化と発展を担うことを経営理念としていることから、地域企業への積極的な資金供給の継続を実践し、さらにはコンサルティング機能を活用し地域の信頼を築いてまいります。

今後も、長期経営計画の基本方針とする「ファースト・コール・バンク」を目指し、地域の皆さまに寄り添いリレーションを深化させつつ、金融面のみならず非金融面においても身近な相談者となるよう経営モデルを構築し、経営基盤の強化と健全性の確保に邁進してまいります。

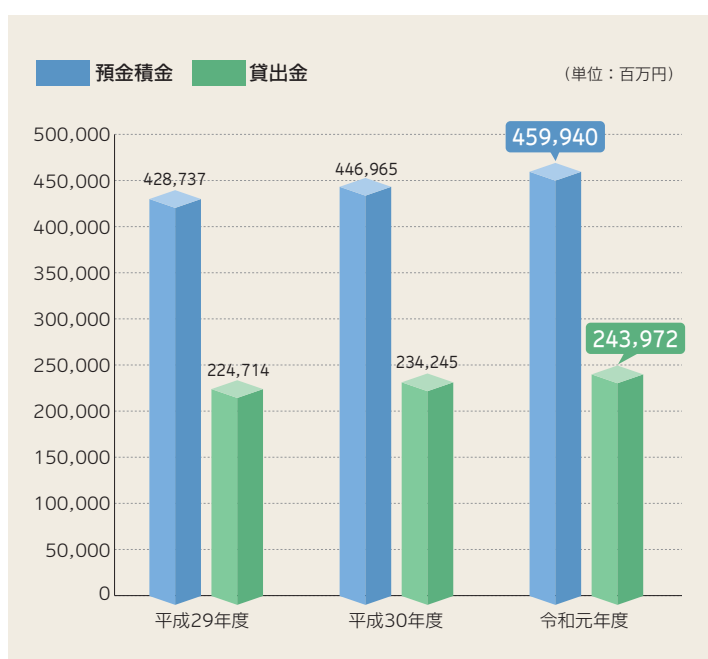
◆ 預金積金・貸出金の状況

令和2年3月末の預金積金残高は、前期比129億74百万円（2.90%）増加の4,599億40百万円となりました。

科目別では、流動性預金が前期比124億43百万円（10.08%）増加、定期性預金で前期比5億31百万円（0.16%）増加、人格別では、個人預金が前期比97億89百万円（2.69%）増加しました。

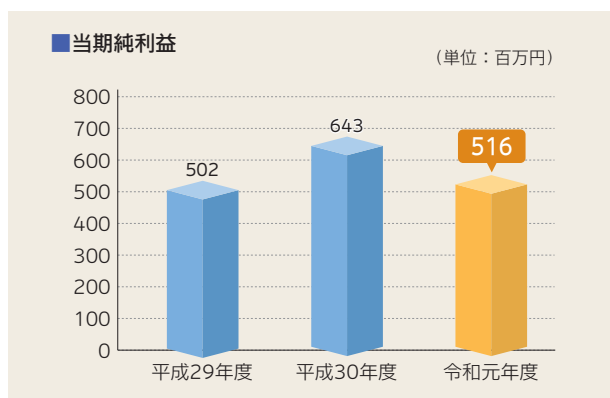
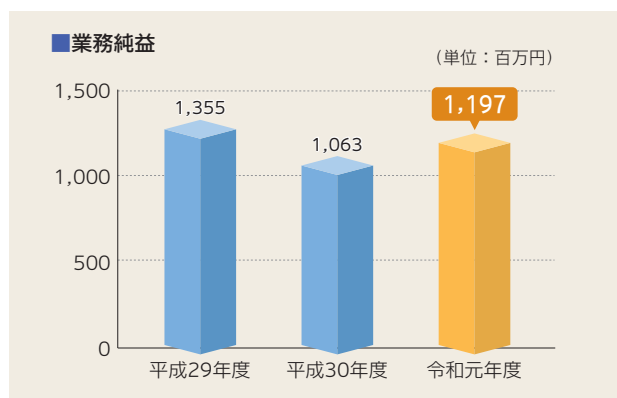
また、貸出金残高は2,439億72百万円となり前期比97億26百万円（4.15%）増加となりました。うち事業性貸出金はShiga Big Advanceの活用、お取引先の経営課題解決に注力し、積極的な資金提供に取組みました結果、先数は前期比140先増加、残高では前期比73億78百万円（4.51%）増加となりました。

当期末の預金と貸出金の割合である預貸率は53.04%となりました。



◆ 収益の状況

収益は、金融緩和政策が継続される厳しい環境の中、貸出金利息収入において前期比84百万円の増収となり、資金運用収益においても前期比1億15百万円の増益、業務純益は前期比1億33百万円の増益となりました。当期純利益については、課税所得の増加により、前期比1億27百万円減益の5億16百万円となりました。

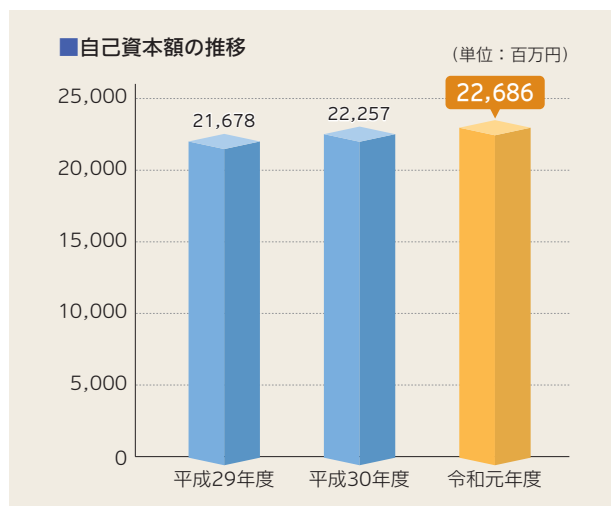
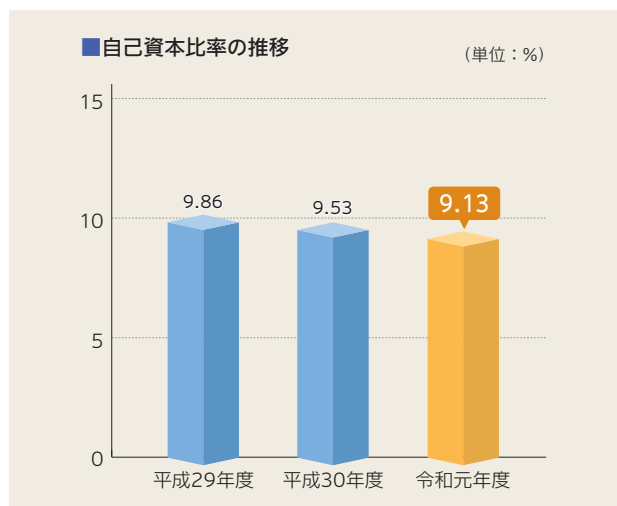


◆ 自己資本の状況

自己資本比率とは、貸出金などの総資産に対する自己資本の割合で、その充実度を示す指標です。

令和元年度の自己資本額は226億86百万円となり前期比4億29百万円増加しましたが、担保・保証に依存しない積極的な融資への取組み等によりリスク・アセットが増加、自己資本比率は前期比0.40ポイント低下の9.13%となりました。

しかしながら、国内基準4.0%を上回る高い水準を維持しており、今後も皆さまに安定した金融サービスが提供できるように引き続き経営の安定性・健全性を確保してまいります。



◆ 主要な事業の状況

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	7,092,681	6,362,745	6,641,625	6,341,420	6,379,151
経常利益	1,937,549	1,440,607	814,552	712,979	752,591
当期純利益	1,324,929	1,027,129	502,648	643,747	516,211
出資総額	1,263,999	1,265,442	1,270,377	1,272,686	1,272,956
出資総口数(口)	25,279,980	25,308,840	25,407,540	25,453,720	25,459,120
純資産額	21,549,046	20,878,902	20,587,308	22,267,093	21,184,115
総資産額	428,139,062	455,296,658	468,361,386	488,331,468	501,441,538
預金積金残高	397,605,238	415,554,197	428,737,944	446,965,869	459,940,776
貸出金残高	201,059,571	214,702,720	224,714,304	234,245,391	243,972,339
有価証券残高	149,420,368	164,461,455	158,950,760	167,105,659	172,278,203
単体自己資本比率(%)	11.30	10.71	9.86	9.53	9.13
会員数(人)	26,608	26,723	26,921	27,010	27,009
役員数	14	15	16	16	15
うち常勤役員数	9	10	11	11	10
職員数	364	371	366	362	369
出資に対する配当金(出資1口あたり)(円)	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5
出資配当率(%)	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0

(注1) 単体自己資本比率については、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

(注2) 当金庫は国内基準を採用しています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み

◆ 中小企業の経営支援に関する取組方針

- (1) お客さまからの経営相談については、事業の特性等を踏まえ、経営の改善や再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じます。
- (2) お客さまの経営改善に向けて、本部と営業店が一体となって、お客さまの経営改善計画の作成に協力するとともに、継続的にお客さまに助言等を行います。
- (3) 中小企業再生支援協議会等の外部機関と協力するほか、再生支援が必要な場合には関係者と連携する等、様々な手段を検討し再生支援に取組みます。
- (4) お客さまの経営支援に適切に対応するため、職員等を研修会等に派遣し、能力の向上に努めます。

◆ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、左記方針を適切に実施するために、以下のとおり態勢整備をしています。

- (1) お客さまの経営改善・支援に対応するため融資管理部に「中小企業支援室」を設け、同室員が営業店等と一体となり経営改善・支援を行っています。
- (2) 必要な場合には中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携して経営改善・支援を図ります。
- (3) 経営改善・支援に関するご要望・ご意見・苦情に対応するため「苦情に関する相談窓口」を経営企画部に設置しています。
- (4) お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、融資担当者等を研修会に派遣し、必要な知識の取得を図っています。

◆ 中小企業の経営支援に関する取組状況

令和元年度 主な実績

1. 創業・新規事業開拓の支援

- 起業・創業される法人・個人への応援資金である創業・新事業支援融資を推進しました。

項目	件数	金額
創業支援資金「未来」	30件	123百万円
創業資金創業関連保証（保証協会付）	70件	277百万円

- 滋賀県産業支援プラザ、地域連携拠点、地域中小企業支援センター、各商工会議所、商工会等外部機関の連携を図り、各補助金の申請支援等を通じたコンサルティングを行いました。
補助金申請件数 9件（うち3件採択）

2. 成長段階における支援

項目	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資	4件	140百万円
事業性評価を通じた課題解決型融資	32件	1,177百万円

3. 経営改善・事業再生・業種転換等支援

項目	件数	金額
事業再生支援資金「スクラム」（政策公庫協調）	7件	128百万円
滋賀県中小企業再生支援協議会の活用実績	18件	3,188百万円

- コンサルティング機能強化を目的に外部機関の研修を積極的に参加しました。参加人数：延べ13名
- 経営改善支援の取組実績はP38をご覧ください。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	36件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.29%
保証契約を解除した件数	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	5件

創業セミナーの開催

創業計画書策定および資金調達をクリアし創業にこぎつけたものの経営に苦戦している企業が多いこともあり、創業予定者および創業後間もない方にすぐ使える経営ノウハウを提供し、企業の立ち上がり支援を行う目的で実施しています。

ブランディングセミナー

創業予定または創業3年以内の方のための創業セミナーを草津商工会議所、日本政策金融公庫、当金庫の共催で開催しました。

- ◆開催日：7月25日 草津商工会議所
- ◆参加人数：44名



はちまん創業塾2019

独立開業を目指している方や開業して間もない方、経営の見直しを考えておられる経営者や後継者を対象に、創業時に必要な基礎知識やネットの利用などのノウハウを学び、実現に向けて創業計画書を作成するセミナーを開催しました。

近江八幡商工会議所、安土町商工会、当金庫の共催で計6回開催しました。

- ◆開催日：7月7日・21日、8月4日
安土町商工会
8月18日・25日、9月8日
近江八幡商工会議所
- ◆参加人数：延べ74社80名

あなたも勝てる！ 地域密着の経営戦略セミナー

創業予定または創業5年以内の方のための創業セミナーを彦根商工会議所、日本政策金融公庫、当金庫の共催で開催しました。

テーマ1：「弱者の戦略」と「強者の戦略」

テーマ2：競争相手との戦い方を知る

テーマ3：コンサル事例から知る「地域戦略」の要点

- ◆開催日：12月6日
彦根商工会議所
- ◆参加人数：38名

経営改善・事業再生・業種転換等支援

事業承継セミナー

中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継に対し何らかの課題をお持ちの方を対象に、事業承継の重要性を再認識いただき、その進め方や準備の必要性と事業の課題を把握し、改善と事業承継計画策定についてセミナーを開催しました。

- ◆開催日：10月10日 守山商工会議所
10月11日 彦根商工会議所
10月16日 大津商工会議所
10月18日 近江八幡商工会議所
- ◆参加人数：延べ127名



事業承継塾

地域活性化を担う地元企業の永続的な発展のため、事業のスムーズな承継を支援することを目的とした「事業承継塾」を全3回のカリキュラムで開催しました。塾の最終日は専門家による個別相談として各事業所の課題解決に対し具体的に関与し支援しました。

- ◆開催日：11月8日、11月18日、12月3日
- ◆受講者：延べ74社、80名



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み

ビジネスマッチングフェアの開催

しんきんビジネスマッチングフェア「商売繁盛創設所2019」

活力あるビジネスチャンスの創出と新たな事業展開の支援を目的として開催しました。各企業固有の技術・サービスの発信の場として、新たなパートナーの発掘など事業の成長の支援を行っています。

今回は滋賀県全域にビジネスマッチングの輪を広げたい思いから、新たに湖東信用金庫と手をつなぎ、より多くの出会いの場やビジネスパートナーを見つけることで各事業先の発展に繋がることを期待し取組みました。



- ◆開催日時:令和元年9月5日～6日
- ◆開催場所:彦根ビューホテル
- ◆出展企業:73社
- ◆特別招待ブース13社(大学・各種支援団体・他信金紹介)の出席
- ◆来場者数:2,625人
- ◆商談件数:1,714件 うちバイヤー企業による商談:150件



同時開催 商工会議所との企画セミナー

第1部

「実践! 知財を活用した新たな商品(サービス)開発について」

●来場者数: 31名

第2部

「「営業が苦手」なのにお客が増える! 紹介とリピート客が9割」

●来場者数: 86名

第3部

「資本主義から「資産」主義へ向かう日本～資産運用と地域活性化の新たなフェーズ～」

●来場者数: 92名

同時開催 アイデアコンテスト

県内6大学
11チームによる
「アイデアコンテスト」を開催しました。

グランプリは
びわこ学院大学短期大学部
ちーむ・びわたん「めしませ、近江の姫むすび」に決定。10月24日に滋賀県知事賞が贈られました。

また、滋賀中央信用金庫理事長賞は、聖泉大学留学生防災チーム「外国人にも優しい防災システムの構築」が受賞しました。



しがちゅうしん第4回 食の商談会

「食」に関する地元の「名品」「逸品」を発掘し、全国に向けて情報の発信と販路開拓の場を提供、地元事業者の支援と地域の活性化に寄与するもので、サプライヤー数は過去最高の87事業所に参加いただき盛りある商談会を開催しました。

今後も、継続的な開催にて地元企業の期待に応えていきます。

- ◆開催日: 令和2年2月17日
- ◆開催場所: ホテルニューオウミ
- ◆バイヤー: 27社
- ◆サプライヤー: 87事業者
- ◆総商談件数: 212件



同時開催 おいしが うれしが マッチング交流会

6次産業化の取組みや商品などを食品事業者へPRしたい生産者、県産食材、その加工品の販売先を探している生産者・事業者、新たな商品開発の連携先を探している生産者の方を対象に実施しました。

同時開催 農業系学科を有する高校・大学による 農産物展示会

県内に所在する3高等学校、1県立農業大学の展示ブースを設置し、学生たちが手掛けた農産物・加工物を並べ販売の実践を行いました。

また、アグリ事業者の問題を解決すべく、龍谷大学との連携により課題解決ブースを設営し支援を行いました。

◆ 地域活性化に関する取組状況

地方創生の一役を担うべく共創力の発揮による取組みとして、地域連携および異業態間連携による地域資源を活用した「地域ブランド」創りに努めています。地域に秘められた稼ぐ力の発掘と地域経済に好循環をもたらす地域振興の仕組み創りとして、国、県、市町、商工団体、観光協会、経営者団体等との複合連携や、文科省が推進するCOC+加盟校との関係を強化しています。

経営支援プラットフォーム 「Shiga Big Advance」の導入



ビジネスマッチング



福利厚生



ホームページ



士業相談



オープンイノベーション

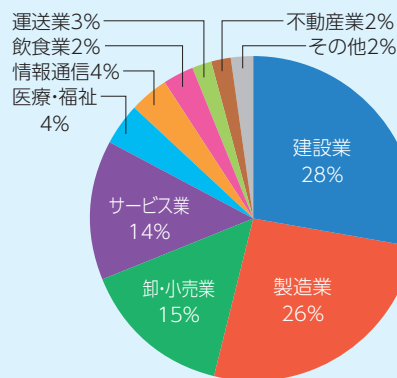
全国の企業につながる情報発信、 情報収集から経営に関する課題解決を提案

地元企業が抱える様々な経営課題をWEB上のプラットフォームを活用してトータルでサポートする新たな経営支援ツールとして、金融機関連携プラットフォーム「Big Advance」を導入しました。

令和元年10月1日よりサービス開始 令和2年3月末日現在

- 新規事業開拓の支援会員数………130社
- ニーズ登録企業数………50社
- 新規事業開拓の支援マッチング依頼数………37件
- 県内クーポン数………43件

会員業種内訳



「dodaキャンパス」のサービス開始

人材不足で悩む取引事業者の課題解決を解消すべく、当金庫と業務提携している人材紹介サービス「MIIDAS(ミイダス)」に加え新卒採用を支援するサービスを追加してサービスの充実を図りました。

- ◆サービス内容:大学生(新卒者)の採用を対象としたサービスで、学生のプロフィール(大学、学部、資格など)を無料で閲覧することができます。
- ◆開始日:令和元年12月2日

国立大学法人滋賀大学との包括連携協定における社会連携

当金庫と滋賀大学が包括連携協定を締結し、社会連携コーディネーター委嘱制度に基づく第1号の仲介を当金庫が実現しました。

- ◆令和2年1月20日、当金庫取引先である株式会社bristaと滋賀大学が有するデータサイエンス分野で連携・協力に関する協定を締結されました。

(滋賀大学彦根キャンパスにて)



住友三井オートサービス株式会社との業務提携

顧客ニーズの多様化が進む中、コンサルティング機能を發揮し取引先の様々なニーズに対応すべく、金融サービスの1つとして自動車リース斡旋業者を紹介し、ビジネスサポートを積極的に行います。

- ◆開始日:令和元年12月9日
- ◆令和2年3月末現在 申込件数20件 契約締結先2先

TKC会員税理士との業務連携

TKC全国会が提供する「TKCモニタリング情報サービス」(企業と信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム)を活用し、取引先の企業価値向上に向けた、コンサルティングに基づく円滑な資金提供を目的として「TKC経営者ローン」の取り扱いを開始しました。

- ◆開始日:令和元年12月2日
- ◆令和2年3月末現在 新規実行 11件 貸越極度65百万円

地域貢献活動

地域の清掃活動

街の美化に貢献すべく、各店が定期的に清掃活動を行っています。

ひこねエコフスターに参加

毎月1回早朝より地域の美化に努めています。

令和元年度は延べ113名が参加しました。



6月8日「びわ湖の日」環境美化活動へボランティア参加
6月14日「信用金庫の日」の全店一斉清掃活動

地域行事への参加

第5回びわ湖トライアスロンin近江八幡 ボランティアサポーターとして参加

6月16日(日) 近江八幡市宮ヶ浜および大中の湖干拓地を中心に開催されたトライアスロンのボランティアサポーターに近江八幡地区の支店より13名が参加しました。

地元夏祭り等のイベントへ参加

地元の夏祭りや盆踊り等のイベントに積極的に参加しています。

- ふるさと竜王夏まつり
- 豊郷とつまつり
- 多賀大社万灯祭総おどり



活き活き倶楽部

当金庫で年金をお受取り、または年金受取りのご予約をいただいている方の会です。

- ①お誕生日プレゼント
(当金庫で年金をお受取りいただいている方)
- ②観劇またはコンサートのご案内
- ③活き活き倶楽部特別金利定期預金等
(当金庫で年金をお受取りいただいている方)

会員限定石川さゆりコンサート2019 (貸切特別公演)

- 11月19日 会場：ひこね市文化プラザ
参加者：1,086人



福祉活動等

地域見守り合い活動
愛の募金運動の展開
全営業店にAEDの設置
献血への協力



地域交流

しがちゅうしんゲートボール大会の開催

地域の方々との交流する場として開催しています。

- 8月28日 竜王町総合運動公園ドラゴンハットにて40チーム222名が参加され、白熱した試合が展開されました。



各種相談会の開催

年金相談会・保険相談会の開催

各種年金の新規受給手続きを始め、働きながらもらえる年金についてなどのあらゆる項目について社会保険労務士がご相談に応じています。令和元年度は全店で60回開催しました。

また、保険相談会については、取扱い保険会社および当金庫の担当者がご相談に応じています。全店で31回開催しました。

遺言・相続全国一斉相談会

「遺言をどう書けばよいのか」「遺言を書くとは何が出来るのか」「相続について知りたい」「家業を子どもに引き継ぎたい」などの相談に対し弁護士による法律相談を実施しました。

- 11月15日 開催場所：平田支店、豊郷支店、八幡支店、守山駅前支店、大津支店



地域の子どもたちのための取組み

インターンシップの受入れ

多くの就活生の皆さんに地域金融機関である信用金庫への理解を深めていただけるようインターンシップの受入れを行っています。

信用金庫業務を実際に体験していただきました。



青少年スポーツ活動への後援

スポーツの振興と青少年の育成に貢献すべく、優勝・準優勝チームに優勝カップや金銀メダルを寄贈しています。

●第41回
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
彦根支部大会後援

●第21回
彦根学童野球選手権大会後援



地域の小学生との交流

葉山小学校の児童の皆さんが栗東支店を訪問。

お金を取扱う仕事について興味深く見学され、さまざまな質問にお答えしました。

守山市立図書館へ読書通帳を寄贈

地域の子供の読書活動を支援する取組みとして、読書通帳2,000冊を寄贈しました。

10ヵ月児検診時に保護者に配布され、地域の子供の読書習慣の形成にご活用いただきます。



Tech Kids CAMP プログラミング教室への協賛

彦根商工会議所主催の小学生のための短期集中型プログラミングワークショップへ当金庫が協賛しています。



その他

民放テレビドラマの撮影に協力

9月7日 南草津支店にてTVドラマのロケーション撮影に協力しました。

●テレビ朝日系 木曜ミステリー『科捜研の女 season19』



特殊詐欺等未然防止への取組み

当金庫では、警察等と連携し声掛けやアンケートの実施、預手プランの推奨を行っています。

また、日々のお客様の口座取引の異常取引を検知し注意喚起に努めています。

総代会

◆ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

◆ 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



◆ 第107期通常総代会の決議事項

令和2年6月18日に開催されました第107期通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれの原案のとおり承認されました。

【報告事項】

第107期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

【決議事項】

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 第107期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 会員除名の件 |
| 第4号議案 | 理事任期満了につき理事8名選任の件 |
| 第5号議案 | 監事任期満了につき監事4名選任の件 |
| 第6号議案 | 退任理事および退任監事に対し退職慰労金贈呈の件 |



◆ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選考されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

◆ 総代候補者選考基準

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代にふさわしい候補者を会員の中から公正に選考しています。

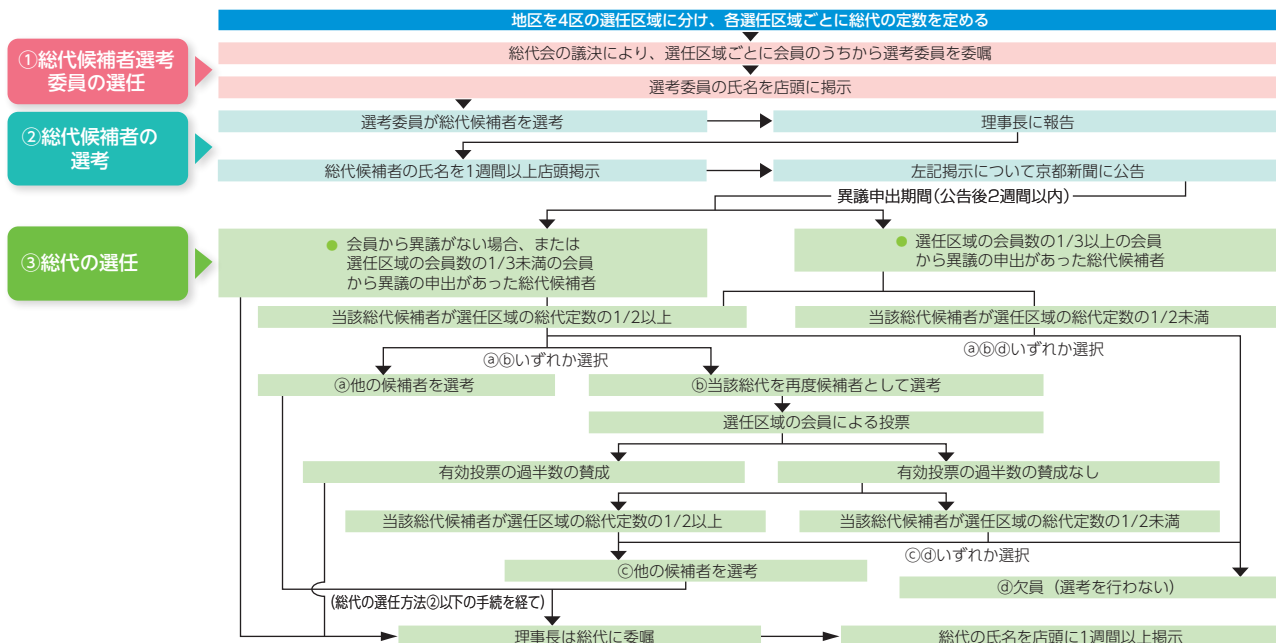
① 資格要件

- 当金庫の会員であること
- 就任時点で75歳を超えていない者

② 適格要件

- 総代としてふさわしい見識を有している者
- 良識をもって正しい判断ができる者
- 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- その他総代選考委員が適格と認めた者

◆ 総代が選任されるまでの手続について



◆ 総代とその任期・定数について

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定年は75歳です。
- ③総代の定数は110人以内で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められています。令和2年3月31日現在の総代は107人で、会員数は27,009人です。

総代選任地区および総代氏名

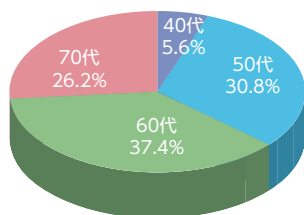
総代総数107人 令和2年3月31日現在 (敬称略・順不同)

選任地区	定数	氏名
第1区 長浜市、米原市、彦根市	34人以内	一圓外志夫① 小出 英樹③ 早川 隆士⑥ 上田健一郎② 北村 篤司① 熊木 治④ 大橋 伸史③ 上田 邦治② 田中 由一⑥ 藤田 武史③ 清水 克己⑥ 田中 幸一⑥ 伊関 新一① 松宮 光敏④ 大菅 良治④ 棚橋 勝道④ 細江 正人⑥ 堀江 明廣⑥ 田中 寿信① 大西 和弥① 角田 孝幸⑤ 小野 慎一② 中川 明⑥ 安居 秀泰② 宮川 孝昭⑥ 馬場 啓次⑥ 那須 賢司① 辻 哲雄④ 木村 泰造① 中川 哲⑥ 安澤 大輔⑥ 上田 義孝② 林 秀光⑥ 今村 英二②
第2区 犬上郡、愛知郡、東近江市	13人以内	西村 正司① 重森 嘉明⑥ 中島 智宏① 宮川 博史① 谷川 裕一① 木村 慶之② 蔭山 明夫⑥ 梅田満壽雄③ 森野 隆① 西澤 誠⑥ 高橋 正夫① 北川 豊② 生田 良雄④
第3区 近江八幡市、蒲生郡	32人以内	秋村 昂② 塚本 毅⑤ 村田 良平⑤ 辻 喜司雄④ 太田 直樹④ 野瀬宇一郎⑥ 菱田 善弘④ 乾 哲典③ 辻 雄一③ 山本 昌仁① 宮田 五郎④ 太田 進⑤ 和田 一浩④ 安井 肇④ 丹羽 茂① 平尾 貞幸① 五十子英雄③ 長谷川 卓① 小川与志男⑥ 川村 純市② 川崎 孝雄⑤ 廣瀬 直次④ 喜多 和弘③ 井狩 繁樹③ 定松 博文⑤ 嶋川 敏之② 川西 豪志② 宮尾 英昭⑤ 田中 康博④ 浦口 清次④ 村田 茂紀② 下井 茂文①
第4区 野洲市、守山市、草津市、 栗東市、湖南市、甲賀市、 大津市、高島市	28人以内	大崎 裕士③ 佐々木 博⑤ 荒川 忠男⑥ 堤 末彦⑥ 芝原 茂樹⑤ 片岡 芳規① 北出 隆治⑤ 鶴飼 重樹② 中西壮一郎⑥ 梅景 俊之⑤ 大門 マリ④ 中村 泰弘② 井狩 常二④ 中村 莊治② 木戸脇輔三⑥ 吉川 喜彦② 坂口 重良⑥ 北村 齊① 北田 照夫⑥ 長谷川成幸④ 古川 清司④ 酒井 隆雄⑥ 三久保清行① 堀井 勝⑥ 坂口 和男⑥ 三品 勝裕④ 今井 秀之⑤ 南 良治③

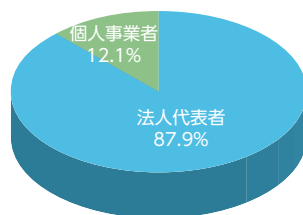
(氏名の後の数字は平成16年7月合併後の就任回数)

総代の各種構成比

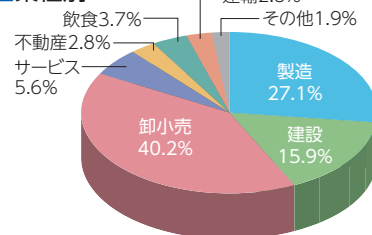
■ 年齢別



■ 職業別



■ 業種別



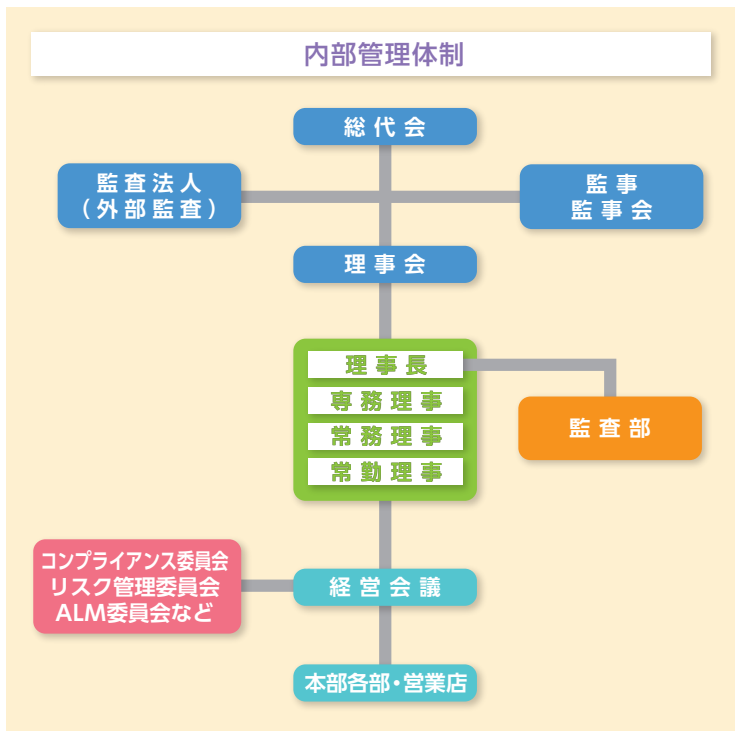
内部管理態勢とコンプライアンス態勢

◆ 内部管理態勢

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

内部管理基本方針

- ①この金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤この金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥この金庫の監事の職務を補助すべき職員のこの金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦この金庫の理事および職員がこの金庫の監事に報告をするための体制その他のこの金庫の監事への報告に関する体制
- ⑧この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



(総代会)

詳しくはP13~14をご覧ください。

(理事会)

経営に関する方針やその他重要事項を決定するほか、理事の職務の執行を監督します。

(監事・監事会)

監事は、監事会で策定された監査方針に基づき、理事会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況調査を通じて、理事等の職務執行状況を監査します。

(外部監査)

外部監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査人として独立した立場から財務諸表に対する監査を受けています。

(経営会議)

経営会議は基本方針に基づいて、具体的執行方針を確立するために、経営に関する重要な事項を協議します。

(内部監査体制)

理事長直轄で被監査部門から独立した監査部が、適切性・有効性の観点から内部監査を実施し、問題点の改善提言を通じて業務の健全性の確保と効率性の向上を図ります。

◆ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

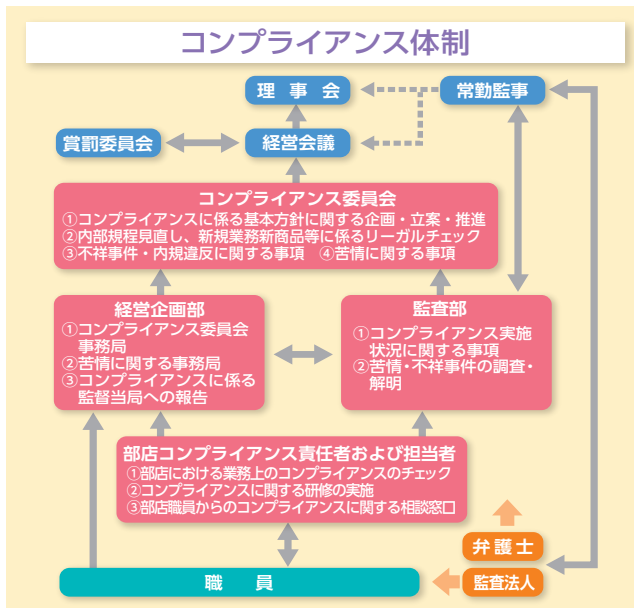
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

◆ コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、コンプライアンスを確立し実践することが、地域の皆さまの信頼を得るとともに、経営の健全性確保につながるとの基本認識に基づき、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけて、高い企業倫理と遵法精神に則った経営に努めています。

具体的には、「倫理規程」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、統括部署をコンプライアンス委員会、事務局を経営企画部としています。毎年「コンプライアンスプログラム実施計画表」を作成し、それに基づいてコンプライアンスに関する規程の整備、役職員の研修等を実施しています。

今後も、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にそむくことのない企業風土の醸成のために、役職員一丸となって取り組んでまいります。



◆ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が別に定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」という。）し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守します。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として、利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

◆ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し金融市場に対する信頼を確保するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下、マネロン・テロ資金供与対策という。）を経営の重要課題の一つとして位置づけています。マネロン・テロ資金供与対策の不徹底が当金庫の経営基盤を揺るがすことを強く認識し、誠実かつ公正に業務を遂行するための内部管理態勢を構築しています。

- ・ 毎年リスク評価書（特定事業者作成書面）を見直し作成しています。
- ・ 取引時確認や取引モニタリング・フィルタリング等を通じて継続的な顧客管理を実施しています。
- ・ 犯収法の規定に基づき、適切に疑わしい取引の届出を行っています。
- ・ 定期的にマネロン・テロ資金供与対策に関する研修を実施し、役職員へのマネロン・テロ資金供与対策について理解度の向上と知識の定着を図っています。

顧客保護等の管理態勢

◆ 顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、お客さまの資産、当金庫との取引に係るお客さまの情報およびその他の利益を保護するため、ここに顧客保護等管理方針を定め、誠意を以って対応する。
2. お客さまとの取引に際しては、法令等にしがたい金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
3. お客さまからの相談又は苦情等については、顧客サポート等の担当部署において、適切かつ十分に取り扱う。
4. お客さまに関する情報については、法令等にしがたい適切に取得し、安全に管理する。
5. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することについては、お客さまの情報その他の利益を守るため、「外部委託管理責任者」を設置し、適切に外部委託先を管理する。

◆ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

◆ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

◆ サイバーセキュリティ取組方針

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な体制整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

◆ 金融犯罪防止の取組み 当金庫は金融犯罪を防止するため様々な取組みを行っています。

◆ ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と出金回数（個人のお客さま）

キャッシュカードの盗難や偽造により預金引き出される被害が多発しています。お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と1日当たりの出金回数の上限を、口座単位で指定することができます。

- ・ATM振込は1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
 - ・ICカードの1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
 - ・1日のご利用限度額・回数を設定することができます。
 - ・満70才以上で過去1年以上キャッシュカードにて振込がない個人のお客さまで、届出がない場合の振込ご利用限度額はそれぞれ10万円となります。
- ※1日のご利用限度額・回数の変更をご希望のお客さまは窓口へお申し出ください。

【ATMのご用限度（1日あたり1口座ごと）】

	ICカード	生体認証ICカード
現金払出し	50万円	200万円
振込	50万円	50万円

◆ 振り込め詐欺救済法への対応

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（略称：振り込め詐欺救済法）」より、振り込め詐欺等の被害に遭われた方への被害回復分配金の支払いが可能となっております。分配金の請求はお客さまご自身が振込先金融機関に出向いて行っていただく必要があります。

当金庫では振り込め詐欺・還付金詐欺などにより当金庫から振込をされた方、または当金庫の口座へ振込された被害者の方に対してのお問い合わせ窓口を設けております。

【振り込め詐欺救済法 お問合せ窓口】

事務統括部

◆電話番号:0749-35-1120

◆受付時間:月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00～17:00

【通帳・キャッシュカード等を紛失・盗難・偽造に遭われた場合の連絡窓口】

◆平日の営業時間内(8:45～17:00) お取引店へご連絡ください

◆時間外受付:しんきんATM監視センター

(キャッシュカード紛失共同受付センター)

◆電話番号:06-6454-6631

◆金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応

◎当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情・紛争等を営業店または経営企画部で受け付けています。

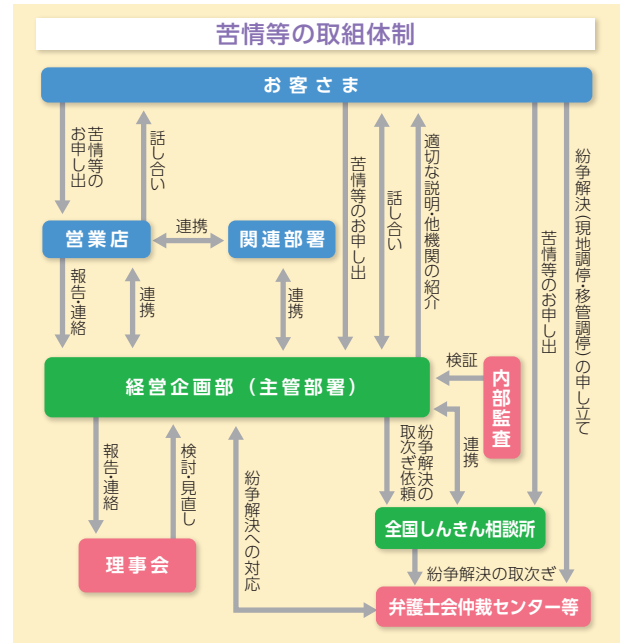
1. お客さまのお申し出に対する当金庫の対応

- (1) 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- (2) 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- (3) 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

【滋賀中央信用金庫 経営企画部】

住 所	彦根市小泉町34-1
電話番号	0749-35-1000
受付時間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。



2. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営企画部にご相談ください。

【全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）】

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

3. 滋賀弁護士会が設置運営する和解あっせんセンター、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	077-522-2013	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

4. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.shigachushin.jp/>) をご覧ください。

- (1) 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

リスク管理態勢

◆ リスク管理の態勢

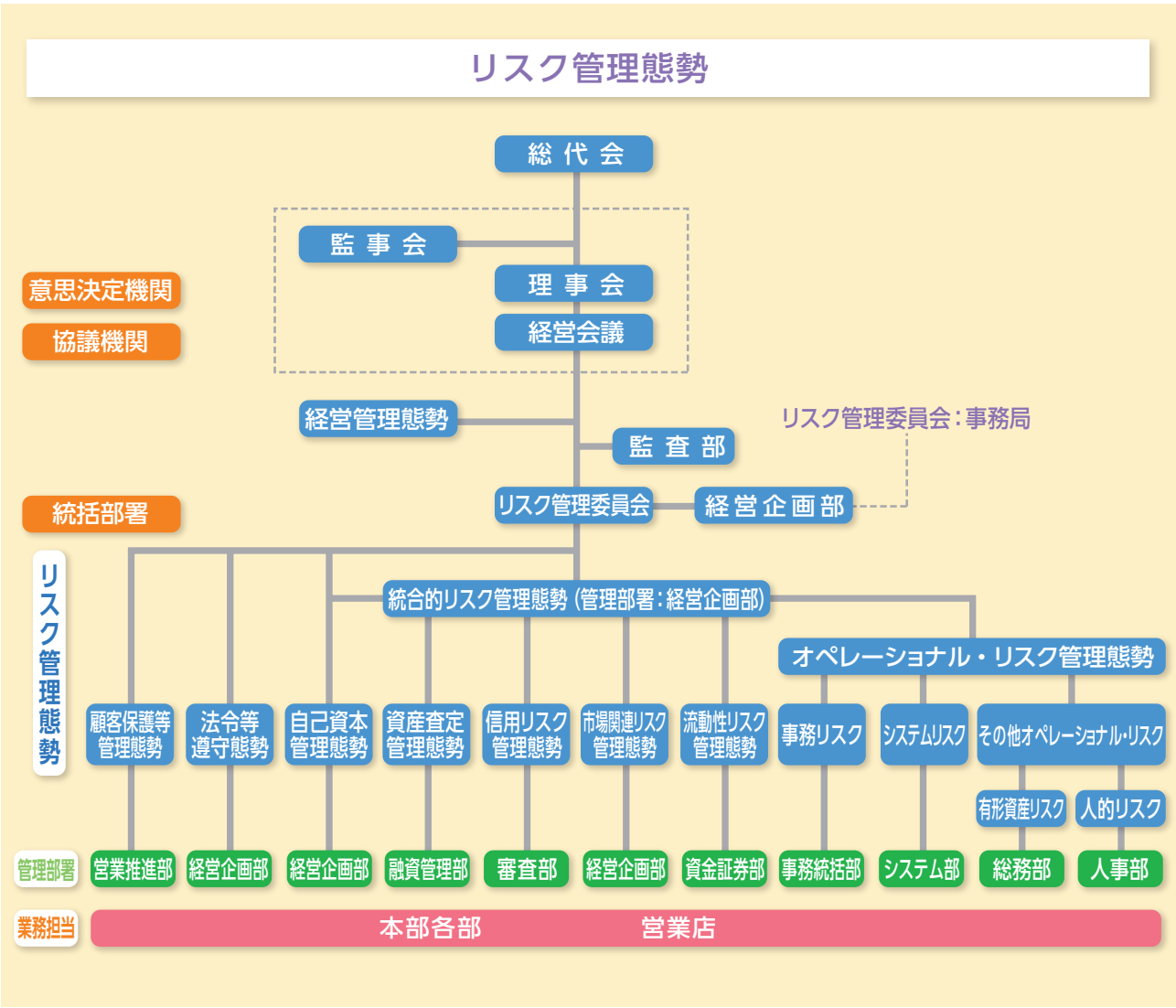
金融の自由化・国際化の進展や技術革新に伴い、金融機関の業務は益々多様化、高度化しており、日常業務において管理すべきリスクはこれまで以上に増大してきており、リスク管理の充実が最重要課題の1つになっています。

こうした状況のもと、当金庫は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応しつつ経営の健全性を確保するため、リスク管理規程および各リスク要領を制定し、統括部署としてリスク管理委員会を設置しリスクの一元管理を行う等、リスク管理の強化を図るとともにリスクを個別に管理するのではなく、異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内に収める統合的リスク管理態勢を確立するため、「統合的リスク管理規程」および「統合的リスク管理基準」を制定しています。

当金庫は、日常業務において内在するリスクを把握・評価し、適切に対応するため、以下のとおりの基本方針を定めています。

- (1)健全経営
当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努める。
- (2)リスクの極小化
当金庫は、リスクの分散・コントロールを行い、リスクの極小化に努める。
- (3)適正なリスク
当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。
- (4)安定収益の確保
当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図る。

本方針のもと、リスク管理を徹底し、地域金融機関としての信頼を一層高められるよう努めます。



◆ 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と対比することにより、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、パーゼルⅢの指針に基づき、自己資本比率を算出するとともに、「第二の柱」の要求事項である金融機関が自らの規模や特性に照らし、内包するリスクを総合的に捉え、自主管理を行う「統合的リスク管理態勢」を構築しています。

1. 信用リスク

信用リスク管理は自己査定 of 債務者区分および分類結果、企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

手続の概要としては、企業信用格付から算出されるデフォルト確率(PD)に基づき、非期待損失率(UL)等の信用リスクを計測し、自己査定による債務者区分から算出される貸倒引当金の状況の適切性、また、当金庫の自己資本に及ぼす影響等を管理しています。貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。市場リスクは金利ショックを信頼区間99%、期間120営業日、観測期間5年で計算されるVaRによりリスク量を算出しています。

なお、市場リスク量の算出においては、金利、株式等のリスク・ファクターの相関関係を考慮しています。

3. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出手法については、基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法がありますが、当金庫は基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク量=調整後業務粗利益×15%

調整後業務粗利益=[業務粗利益-債券5勘定戻(債券売却益等5勘定の損益)+役務取引費用(外部委託に係る費用)]の直近3年間の平均額

オペレーショナル・リスク・アセットについてはオペレーショナル・リスク量÷8%で算出しています。

当金庫のオペレーショナル・リスクについては、次のリスクを管理しています。

● 事務リスク

役職員が事務ミス、或いは事故・不正等を起こすことにより金庫が損失を被るリスクのことをいいます。事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めています。

● システムリスク

コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図るものとし、すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、諸規程、事務取扱要領等を厳守し、行動しています。

● 有形資産リスク

災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により、金融機関が損害を被るリスクのことをいいます。当金庫は、平時の管理と緊急時の体制を確立し当金庫が災害等の事象から生じる有形資産の毀損・損害等から直面する有形資産のリスクを認識し、適切な管理を行っています。

● 人的リスク

不祥事件から生じる経営への影響・風評リスク、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)から生じる労務問題、健康面・メンタルヘルスにかかる休業等のリスク、差別的行為(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント)から生じる損失・損害を被るリスクをい、人事部による人的リスクの管理および環境整備を図っています。

4. 流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる等により金庫が損失を被るリスクをいいます。流動性リスク管理においては、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

金庫の概況・役員および組織に関する事項

◆ 当金庫の概要

創 立	大正3年6月2日
出資金	12億72百万円
代表者	理事長 沼尾 護
店 舗	本部：滋賀県彦根市小泉町34番1
	本店：滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
	支店：彦根市 9店舗・1出張所
	近江八幡市 4店舗・1出張所
	守山市 3店舗
	栗東市 1店舗
	草津市 2店舗
	大津市 1店舗
	東近江市 1店舗
	野洲市 2店舗
	蒲生郡 1店舗
愛知郡 2店舗	
犬上郡 2店舗	
合 計	31店舗
営業地区	滋賀県

(令和2年6月末現在)



◆ 主要な事業の内容

1. 預金又は定期積金の受入れ
2. 会員に対する資金の貸付け
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引
5. 為替取引
6. 左記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く。）
8. 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

◆ 理事・監事の氏名および役職名

(令和2年6月末現在)

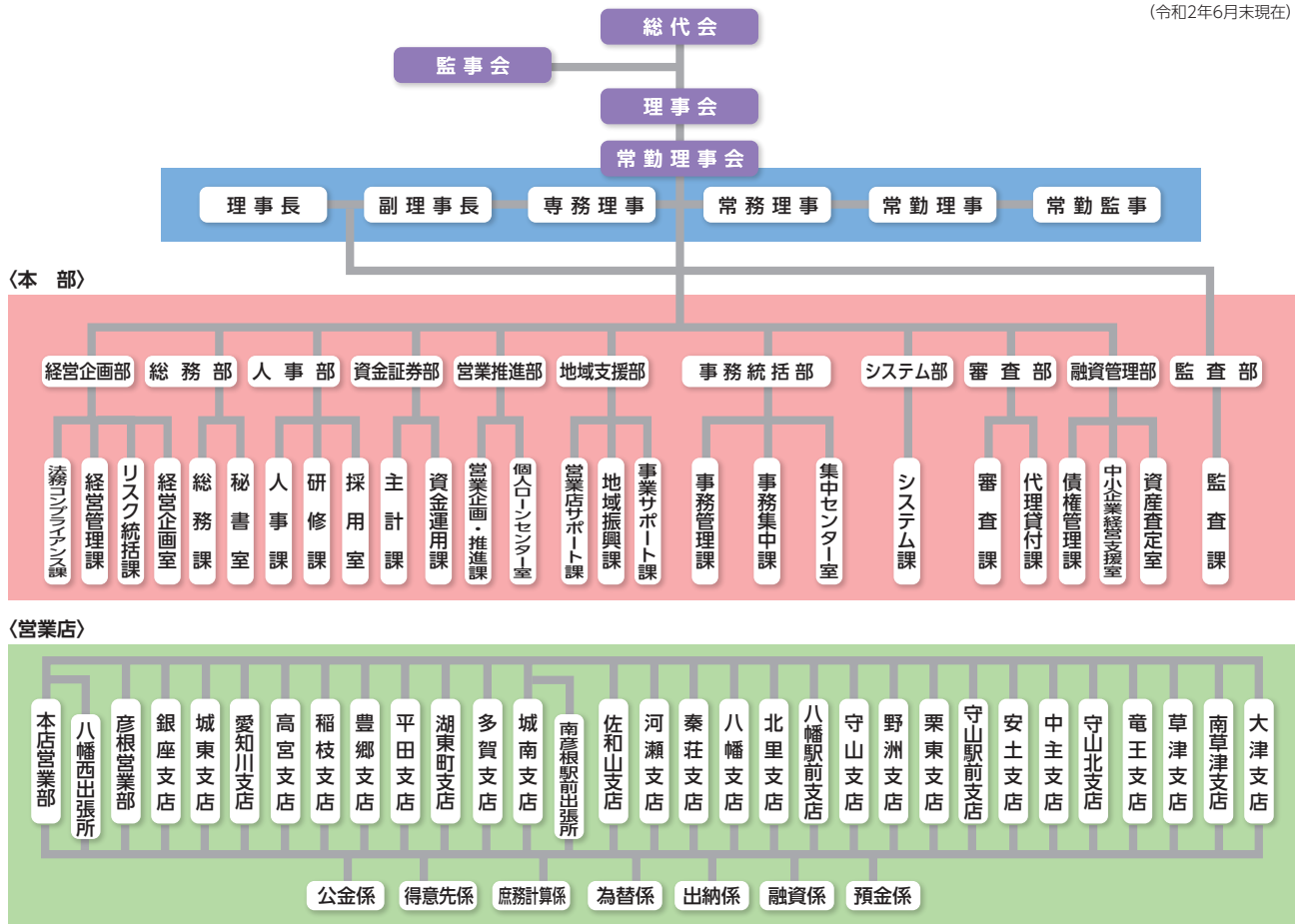
理事長 (代表理事)	沼尾 護	理事 (常勤)	永井 太嘉司	常勤監事	高木 徳次
専務理事 (代表理事)	池野 公造	理事 (常勤)	小野寺 清慈	監事 (非常勤)	尾賀 康裕
常務理事 (代表理事)	岩崎 哲雄	理事 (常勤)	寺村 康正	監事 (非常勤・員外)	宮本 幸二
常務理事 (代表理事)	清水 和人	理事 (常勤)	木村 茂	監事 (非常勤・員外)	高橋 一浩

※理事 小野寺清慈は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 宮本幸二および高橋一浩は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆ 事業の組織

(令和2年6月末現在)



◆ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	197

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」154百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」43百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

しがちゅうしんについて

◆ 滋賀中央信用金庫の沿革

大正 3年 6月	産業組合法による有限責任彦根信用組合創立	平成 2年 8月	旧彦根信用金庫南支店(現城南支店)開設
7年 4月	芹中出張所(現銀座支店)開設	4年 2月	守山北支店開設
11年 12月	産業組合法による有限責任八幡町信用組合創業	5年 3月	佐和山支店開設
昭和 18年 8月	芹中出張所を川原町出張所へ名称変更	6年 3月	竜王支店開設
26年 10月	信用金庫法による彦根信用金庫に組織変更	12月	河瀬支店開設
27年 3月	信用金庫法による近江八幡信用金庫に組織変更	8年 4月	ビバシティ彦根内に南彦根駅前出張所を開設
9月	守山支店開設	11年 11月	秦荘支店開設
28年 7月	旧彦根信用金庫東支店(現城東支店)開設	16年 7月	旧彦根信用金庫と旧近江八幡信用金庫が 合併し新生「滋賀中央信用金庫」 “しがちゅうしん”スタート
31年 4月	愛知川支店開設	12月	総預金3,000億円を達成
7月	北里出張所開設	17年 7月	本部および彦根営業部がJQAよりISO14001 認証取得
32年 11月	旧近江八幡信用金庫本店(現八幡支店)新築	11月	草津支店開設
34年 7月	川原町出張所、支店に昇格	18年 7月	本店、守山支店が本部および彦根営業部に続いて ISO14001の認証を取得
40年 4月	北里出張所、支店に昇格	20年 7月	本部および彦根営業部、本店、守山支店 ISO14001更新審査受審
11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)開設	12月	南草津支店開設
41年 8月	旧彦根信用金庫本店 (本部及び彦根営業部)新築移転	21年 12月	総預金3,500億円を達成
44年 4月	野洲支店開設	23年 6月	本部および彦根営業部、本店 ISO14001 更新審査受審
46年 7月	川原町支店を銀座支店に名称変更	25年 1月	八幡西支店を八幡西出張所に変更
12月	高宮支店開設	26年 5月	八幡支店新築移転
50年 10月	栗東支店開設	27年 6月	総預金 4,000 億円を達成
51年 11月	稲枝支店開設	28年 3月	貸出金 2,000 億円を達成
53年 4月	守山支店新築移転ならびに本町支店 (旧守山支店)開設	29年 5月	豊郷支店新築移転
55年 10月	北里支店新築移転	30年 11月	大津支店開設
56年 11月	豊郷支店開設	令和 元年 5月	守山駅前支店新築移転
57年 5月	安土支店開設	6月	総預金 4,500 億円を達成
11月	旧近江八幡信用金庫本店を新築移転し、 旧本店を八幡支店に名称変更	2年 5月	本部・彦根営業部新築移転
58年 11月	平田支店開設	5月	貸出金 2,500 億円を達成
60年 4月	湖東町支店開設		
11月	本町支店を守山駅前支店と名称変更し 移転開設		
昭和 62年 6月	八幡西支店(現八幡西出張所)開設		
12月	多賀支店開設		
63年 11月	中主支店開設		
平成 元年 11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)新築移転		



(令和2年5月新築移転オープン)

◆ しがちゅうしん女性活躍の取組み

滋賀県女性活躍推進企業

2つ星企業として平成29年の認証後、令和元年6月に更新の認証を受けました。
女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進するための行動計画の策定・届出・公表および女性活躍に関する情報の公表等、働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



女性活躍推進状況			
●女性の育児休業取得率	100%	●育休・産休から復帰した女性の割合	100%
●管理職候補者女性比率	50%		

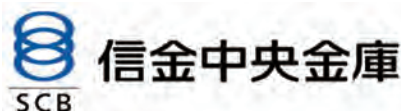
女性部会の活動

平成27年より女性部会を立ち上げ、豊かな感性を持った女性目線での商品開発やサービス、働きやすい環境作りを目指して活動しています。

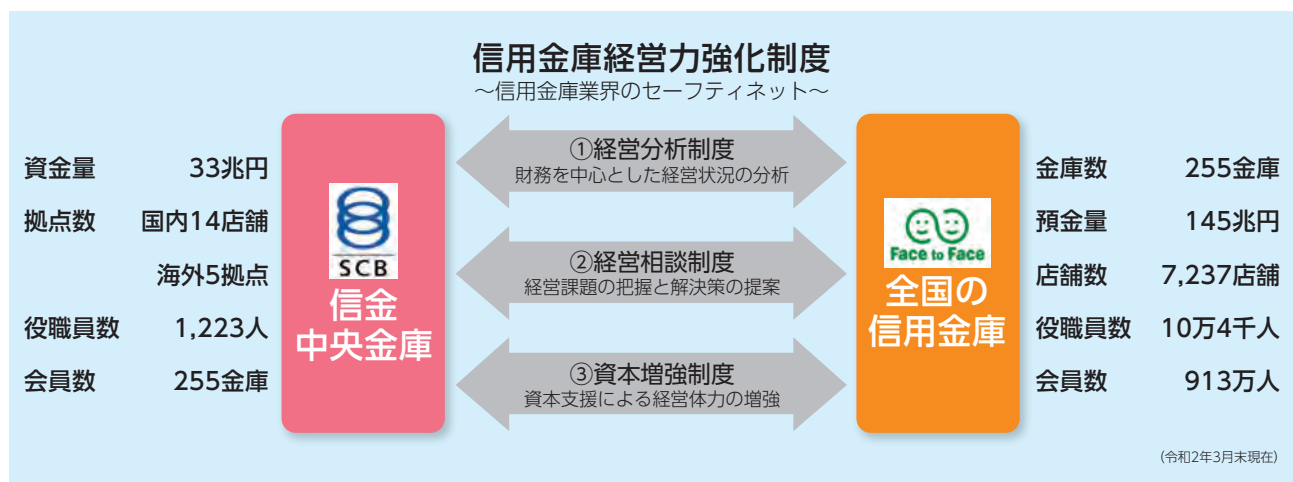
令和元年度は、人事部と連携し育休中の職員の業務フォローを中心に検討しました。

育休中の職員に参加を募り、育休中に事務取扱いの変更点や新たに取扱開始となった業務等の説明会を実施することの他、育児の悩み等を話し合う場を設けることを計画中です。

◆ 業界ネットワーク



信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



個別金融機関としての役割

総合的な金融サービスを提供する金融機関

- ・グループ一体となった金融サービスの提供

わが国有数の機関投資家

- ・国内外の金融市場で約39兆円を運用

地域社会に貢献する金融機関

- ・大企業等に対する約8兆円の貸出

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

信用金庫の業務にかかるサポート

- ・各種金融商品の提供
- ・信用金庫業界のネットワークを活用した業務
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の人材育成のサポート
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫の市場関連業務のサポート
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営

商品・サービスのご案内

◆ 預金商品

当金庫では、地域の皆さまの大切な資産づくりや日々の生活設計等、様々なライフスタイルに合わせた資金づくりのお役に立てるように、期間限定の金利優遇スーパー定期や計画的な資金づくりを応援する定期積金等の各種預金商品をご用意しています。これからも、時代のニーズに応えるべく、新しい商品の開発やサービスの充実を図ってまいります。

預金名		特 色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総合口座	普通預金	給与振込・自動支払・自動受取・キャッシュカードなど便利なサービスがご利用いただけます。	自由	1円以上
	定期預金	いざという時便利で手軽な自動融資（お預け額の90%で最高500万円まで）がご利用いただけます。	1か月・2か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	30,000円以上
	定期積金		2年以上5年以内	10,000円以上
普通預金		いつでもお預け入れ、お引き出しはご自由です。暮らしのおサイフ代わりにご利用ください。	自由	1円以上
無利息型普通預金「あんしん」（決済用預金）		預金保険制度により全額保護の対象となります（お一人さま1千万円とは別に全額保護の対象となります）。お利息は付きません。	自由	1円以上
教育資金一括贈与専用普通預金「架け橋」		祖父母さま等からお孫さま等へ教育資金を贈与する場合の専用預金です。※口座開設については平成31年3月31日にて取扱を終了致しました。	預金者（受贈者）が30歳に到達した日まで等 ※受贈者が在学中であれば最長40歳まで延長可能	10万円以上 1,500万円以下
貯蓄預金		出し入れ自由で、市場金利を基準とした預金です（段階別金利）。	自由	1円以上
後見支援預金		成年後見制度対象者の財産保護を目的とする専用預金です。出金には制限があります。	後見の終了まで等	1円以上
当座預金		商取引代金のお支払いに安全便利な預金です。小切手を現金代わりにご利用ください。	自由	1円以上
納税準備預金		納税に備えて、普段から積み立てておく預金です。	お引き出しは納税時	1円以上
通知預金		まとまったお金の短期運用に便利です。	7日以上	5,000円以上
定期積金（スーパー積金）		目標額を決めて毎月一定額を積み立てる預金です。	6か月・7か月・8か月・9か月・10か月・11か月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000円以上 (1年未満は10,000円以上)
「花・浪漫」隔月払定期積金		2か月ごとにご指定の口座より自動振替により掛け込みする、当金庫で年金受給または年金受給予定の57歳以上のお客さまを対象とした定期積金です。	2年・3年・4年・5年	10,000円以上
納税準備用定期積金「完納積金」		消費税等を円滑に納められるよう資金を事前に積み立てていただく定期積金です。	6か月以上1年以内	10,000円以上
財形預金	一般財形預金	お勤め先の財形制度を通じて、お給料やボーナスからの天引きで、知らず知らずのうちに貯まります。	3年以上	100円以上300万円未満
	財形年金預金	勤労者の老後を支える個人年金。財形住宅預金と合算して元本550万円まで非課税です。	5年以上	100円以上300万円未満
	財形住宅預金	住宅取得資金専用の財形預金。住宅取得であれば、5年以内でも払出しができ、かつ非課税（財形年金と合算して元本550万円まで）です。	5年以上	100円以上300万円未満
定期預金（自由金利型定期預金）	スーパードル定期（自由金利型定期預金）	まとまった資金の運用に最適です。複利型は3年以上となります。	1か月・2か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	100円以上
	活き活き定期預金	当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）を継続的にお受取の方を対象とした“活き活き倶楽部”限定の定期預金です。	1年	100円以上300万円以内
	大口定期預金（自由金利型定期預金）	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月・2か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	1,000万円以上
	自由金利型期日指定定期預金	1年複利、1年経過後は1か月前の連絡で一部もしくは、全額のお引き出しもできます。	3年（最初の1年据置）	100円以上300万円未満
	変動金利定期預金	6か月ごとに金利が変更される定期預金です。複利型は3年のみとなります。	1年・2年・3年	100円以上

（令和2年6月末現在）

◆ 融資商品

当金庫では、地域の皆さまの資金ニーズや豊かな生活づくりに幅広くお応えできるように小口多数取引に徹するとともに当金庫独自のさまざまな商品・サービスをご用意しています。事業資金として運転資金や設備資金、住まいづくりの住宅ローン、生活をサポートする消費者ローン等お気軽にご相談ください。また、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などの公的資金の代理業務も取扱っています。

◎事業者向け

種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
一般の事業融資	運転資金・設備資金	手形の割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越をご利用いただけます。	
各種制度融資	滋賀県および各市町（営業店所在地内）の融資制度をご利用いただけます。		
代理貸付	日本政策金融公庫、独立行政法人の代理貸付および信金中金等の代理貸付をご利用いただけます。		
創業支援資金「未来」	創業時もしくは創業後に必要な運転資金・設備資金	最高2,000万円 (内運転資金1,000万円以内)	最長15年
事業者カードローン	事業の発展に必要な運転もしくは設備資金	最高2,000万円	2年ごとに更新
事業者専用当座貸越	事業の発展に必要な運転資金（対象は法人のみ）	最高1,000万円	2年ごとに更新
T K C 経営者ローン	T K C モニタリング情報サービス登録事業者専用の当座貸越	最高1,000万円	2年ごとに更新
「あきんどスルーローン」	中小企業者を対象に、担保等に依存しない事業の円滑化を図る資金	最高1,000万円	最長7年
滋賀県医師協同組合向け融資資金 「ドクタープラチナム」	開業および運転資金、子弟教育資金等	最高12,000万円	最長20年
滋賀県医師協同組合向け融資資金 「ドクタープラチナムフリー」	自由資金（但し、投機的な資金は除きます。）	最高1,500万円	最長7年
日本政策金融公庫協同融資商品 「アグリパートナーローン」	農業関連分野にかかる運転資金・設備資金	最高500万円 (公庫と合算で最高1,000万円)	最長10年
滋賀県農業信用基金協会付融資 「アグリサポートローン」	農業関連分野にかかる運転資金・設備資金	最高5,000万円 (個人は最高3,000万円)	最長7年
日本政策金融公庫協同融資商品 「スクラム」	経営改善や経営再建取り組む中小企業をサポートする運転資金・設備資金	最高3,000万円 (公庫と合算で最高5,000万円)	最長15年
農業者向け専用ローン 「しがちゅうしん 近江の恵み」	農業経営に必要な運転資金・設備資金	最高5,000万円	最長7年
空き家・空き店舗活用ビジネスローン 「Re:タウン」	空き家・空き店舗の改修資金または購入資金、事業用運営資金	最高2,000万円	最長15年
ソーシャルビジネス支援ローン	ソーシャルビジネスを通じ社会的課題の解決を目的とする事業に必要な資金	最高1,000万円	最長15年

(令和2年6月末現在)

◎個人向け

種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	
マイホーム	住宅ローン	住宅の新築、増改築、中古住宅、住宅用土地購入資金等	最高10,000万円 最長35年	
	移住・定住応援型住宅ローン 「はっぴーターン」	住宅の購入および増改築資金	最高10,000万円 最長35年	
	(住宅ローン) 「フラット35(機構買取型)」	住宅の新築、増改築、中古住宅等	最高8,000万円 最長35年	
ライフプラン	無担保住宅ローン	住宅の新築・建替資金、増改築・修繕資金、不動産購入資金等	最高1,500万円 最長20年	
	リフォームプラン	自宅にかかる増改築資金・修繕資金等	最高1,000万円 最長15年	
	カーライフプラン	車の購入、車検修理代、免許取得費等	最高1,000万円 最長10年	
	教育プラン	就学時年度の納付金および付随費用等	最高1,000万円 最長16年	
	子育て応援プラン	出産・子育て等小学校入学前のお子さまの養育に必要な資金	最高100万円 最長10年	
	福祉プラン	介護を必要とする高齢者または身体障がい者の日常生活上の便宜を図るための機器購入などの資金	最高500万円 最長10年	
	フリーローン「金-くん」		最高500万円 最長10年	
	シニアライフローン		最高100万円 最長10年	
	カードローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金。但し、事業資金、投機性等は除きます。	最高300万円	3年ごとの更新
	カードローン「しんきんきゃっする」		最高800万円	5年ごとの更新
カードローン「シルバーきゃっする」	最高50万円			
新教育カードローン	就学時年度の納付金および付随費用等	最高500万円	5年以内(1年ごとの更新)	
フリーローン「迅速応援団」	資金のお使いみちは自由で、借換資金にもご利用いただけます。また、個人事業者の方もご利用いただけます。	最高500万円	最長10年	

(令和2年6月末現在)

商品利用にあたっての留意事項

商品には変動金利商品のようにお客さまの予測に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証付き融資には融資利息のほかに保証料が必要など、お申込みの際には窓口または担当者にお尋ねいただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。また、詳しい内容につきましては店頭にて「商品概要説明書」を備置しています。

商品・サービスのご案内

◆ その他の業務

◎保険窓口業務

保険種類	保険商品名	保険内容	
損害保険	住宅火災保険	安心あつとホーム	住宅ローンのご契約対象：安心も一緒にお届けする住宅火災保険です。幅広い補償内容でご納得いただける保険料がおすすめのポイント。
	債務返済支援保険	しんきんグットサポート	住宅ローンのご契約対象者：もしもの時のご家族の安心のために、明日の安心のために。病気やケガで働けなくなった期間のご返済をバックアップ。
	海外旅行傷害保険	しんきんグットパスポート	ご自宅を出発してからご帰宅までの旅の安心をカバー！海外旅行でのケガや病気、携帯品の損害等のトラブルに備える保険です。
	団体傷害保険(標準傷害保険)	シニアサポーター	活き活き倶楽部会員向けの傷害保険。保険料は年齢・性別にかかわらず均一でわかりやすい商品です。
生命保険	がん保険	生きるためのがん保険Days 1	いざという時に役に立ちます。手厚い治療保障に治療後の生活もサポートするお得な商品です。
	医療保険	ちゃんと応える医療保険EVER	病気もケガも保険は一生、[三大疾病]、[女性特定疾病]に「生存祝金特約」も増えてさらに充実しました。
		メディカルKit R	病気やケガによる保証は一生、しかも払込保険料はご契約年齢により一定期間後、契約者に「健康還付金」としてお受け頂けるお得な商品です。
	個人年金保険	しんきんらいふ年金S<たのしみ未来>	お客様のさまざまな資産形成ニーズにお応えする個人年金保険です。
		しんきんらいふ年金FS(積立型)	積立型の個人年金保険です。
	定期保険	ハローキティの定期保険	がん保険付で5つの特徴を持った定期保険です。
終身年金	しんきんらいふ終身S<ふるはーとJロードプラス>	職業のみの告知で15～90歳の方にお申込みいただける終身保険(一時払型)です。	

◎その他窓口販売等

国債の窓口販売	長期利付国債を販売しています。
個人向け国債の販売	個人向け国債(固定5年、変動10年)の販売をしています。
投資信託	投資信託は多くの投資家から資金を集め、その資金を専門家が株式や公社債などの有価証券に分散運用し、これにより得た収益を投資家に還元する商品です。現在、25種類の投資信託商品を取扱っており、NISA(小額投資非課税制度)もご利用いただけます。
信託契約代理業務	信託とは自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理・継承してもらう制度です。当金庫は、地域のニーズに応えるべく信金中央金庫の代理業務として信託商品(相続信託、暦年信託)を取扱っています。
しんきん暦年信託「こころのリボン」	お客様が贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。信金中央金庫が信託財産を安全に管理・運用し元本を保証します。
しんきん相続信託「こころのパトン」	ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族にのこす金額および受取方法をあらかじめ指定できます。お客様に相続が発生したとき、あらかじめ指定された受取人がまとまった資金を迅速に受け取ることができます。

◎サービス業務

種類	サービス内容
でんさいネットサービス	事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい類型の金銭債権を電子記録債権(でんさい)といい、電子記録債権(でんさい)を全国銀行協会が設立した電子債権記録機関(株)全銀電子債権ネットワークにインターネット等を通じて利用するサービスです。
自動支払サービス	電気・電話・ガス・水道・NHK受信料等の公共料金や税金、各種保険料・クレジット代金などをご指定の預金口座から自動支払いいたします。
自動受取サービス	給与・ボーナス、各種年金、保険金、退職金、配当金などをご指定の預金口座に自動的にお振込みいたします。
デビットカードサービス	店頭やレジに「J-Debit」のマークがあるお店で、お手持ちのキャッシュカードでお買物やご飲食代金等をお支払いいただけるサービスです。
クレジットサービス	しんきんVISAカード、しんきんJCBカード等の各種クレジットカードやキャッシングサービスを取扱っています。
家計簿サービス	あらかじめお届けいただいた日を基準日とし、1カ月間の入出金合計およびその差額や五大公共料金の支払い合計を通帳に印字するサービスです。
手形・小切手帳の社名・署名鑑印サービス	手形・小切手の券面上に署名判の印刷をさせていただきます。署名判押印の手間削減と正確、鮮明な印刷によるイメージアップがはかれます。
ATM振込サービス	ATM(自動預入支払機)でお振込みができます。
自動振込サービス	一定の金額を指定日に預金口座から引き出し、指定口座へ自動的に送金いたします。
送金・取立サービス	しんきんの全国ネットで全国どこでも安全・確実にお振込みいたします。また、支払場所が全国どこでも手形・小切手のお取立を取扱いたします。
ホームバンキングサービス	振込・振替の資金移動やお取引口座の預金残高・お取引明細のご照会が、端末機でご家庭から簡単操作で瞬時にできます。
アンサーサービス	振込入金・取立入金の内容、預金残高をコンピューターが直接、電話やファクシミリ等でお知らせいたします。
テレホンバンキングサービス	通話料無料(フリーダイヤル)で、ご自宅の電話、会社から、お店からでも、残高照会や入出金明細、振込・振替などが行えます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話のインターネット機能を使って、お気軽に、残高照会や入出金明細、振込・振替などが行えます。
法人インターネットバンキングサービス	パソコンからインターネット機能を使って、総合振込、都度振込、給与・賞与振込、口座振替等の法人向け取引が行えます。
滋賀どこでもATMネット	滋賀県内に本店を置く6金融機関(滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合)の相互間ATM利用料の無料化(引出しのみ)を開始しました。【平日8:45~18:00】
コンビニATMサービス	当金庫キャッシュカードがコンビニのセブン・イレブンおよびイオンで使えます。しんきんATMゼロネットサービスと併せてネットワークは広がり、更に便利になりました。
しんきん自動集金サービス	信用金庫のネットワークを活かし、全国の金融機関から預金口座振替を行うサービスです。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	キャッシュカードで即時に預金口座振替契約の手続きが行えます。
ネット口座振替受付サービス	携帯電話あるいはパソコンからネット上で預金口座振替契約を行えるサービスです。
しんきん電子マネーチャージサービス	携帯電話等本サービスの利用可能端末からの操作により預金口座から資金を出金し、携帯電話等に電子マネー(Edy)がチャージできるサービスです。
点字サービス	普通預金取引明細、定期預金満期案内の点字によるご案内サービスを行っています。
外国為替	海外への送金や取立、貿易取引を信金中央金庫へ取次ぎいたします。
外貨両替	外国通貨(USドル)の両替を取扱っています。【外国両替取扱店：彦根営業部、本店営業部】
貸金庫	預金証書、有価証券、権利書、貴金属などの大切な財産や書類等を盗難・火災から、安全・確実にお守りいたします。
夜間金庫	売上代金などを営業時間後でも安全・確実にお預りし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金いたします。
代理業務	国税、地方税、国民年金保険料などの公金の収納事務、政府系金融機関の代理貸付業務、中小企業各種事業団の業務取扱いをしています。

(令和2年6月末現在)

◆ 主な手数料のご案内

ATM利用手数料

ご利用カード	平日		土曜日		日曜日・祝日
	時間	料	時間	料	
当金庫	18時まで	無料	14時まで	無料	110円
	18時以降	110円	14時以降	110円	
他金庫	8時45分まで	110円	9時まで	110円	110円
	18時まで	無料	14時まで	無料	
	18時以降	110円	14時以降	110円	
滋賀どこでもATMネット参加金融機関	8時45分まで	110円	終日	110円	110円
	18時まで	無料			
	18時以降	110円			
他行	8時45分まで	220円	終日	220円	220円
	18時まで	110円			
	18時以降	220円			
ゆうちょ銀行	8時45分まで	220円	9時まで	220円	220円
	18時まで	110円	14時まで	110円	
	18時以降	220円	14時以降	220円	

- 他金庫は、「しんさんゼロネットサービス」対象となります。(一部、本サービスを利用できない他金庫カードがあります。)
- 他行ATMでのご利用の場合、金融機関によって手数料が異なります。
- 滋賀どこでもATMネット参加金融機関：滋賀銀行・滋賀県民信用組合・滋賀県信用組合(長浜信用金庫、湖東信用金庫については、他信用金庫欄を適用)

振込手数料

窓口のご利用	宛先	振込額	
		金額	手数料
ATM振込 (現金扱い (振込金額10万円まで) ※別途振込時間外手数料が必要となる場合があります。)	同一支店宛	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	当金庫 本支店宛	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他金融機関宛	3万円未満	660円
		3万円以上	880円
ATM振込 (キャッシュカード利用) ※別途振込時間外手数料が必要となる場合があります。	同一支店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当金庫 本支店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他金融機関宛	3万円未満	330円
		3万円以上	550円

IB(インターネットバンキング)サービス

法人IB	基本料 (月額)	サービス内容		手数料
		内容	手数料	
1持込	照会・都度振込のみ			1,100円 (顧客単位)
		照会・都度振込+Webデータ伝送 (総合振込・給与振込・口座振替)		2,750円 (顧客単位)
	照会+Webデータ伝送 (口座振替に限る)		1,650円 (持込単位)	
	振込手数料 1件につき	同一支店宛	3万円未満	無料
			3万円以上	無料
		当金庫 本支店宛	3万円未満	55円
3万円以上			220円	
他金融機関宛	3万円未満	330円		
	3万円以上	550円		
個人IB	基本料	月額		無料
				無料
	振込手数料 1件につき	当金庫 同一支店 本支店宛	3万円未満	無料
			3万円以上	無料
他金融機関宛	3万円未満	330円		
	3万円以上	550円		

事務関連手数料

手形・小切手	小切手帳	50枚/冊	1,100円	
	約束手形帳	25枚/冊	1,100円	
	為替手形帳	25枚/冊	1,100円	
	自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	
	署名鑑登録料	初回のみ	5,500円	
再発行	通帳等再発行	1冊につき	1,100円	
	キャッシュカード再発行手数料	本人カード	1,100円	
		代理人カード	1,100円	
代金取立手数料	当金庫 本支店間		無料	
	滋賀県内金融機関宛	1件につき	220円	
	滋賀県外金融機関宛	1件につき	880円	
振込・送金訂正依頼	振込組戻料	1件につき	660円	
	取立手形店頭提示料		660円	
	取立手形組戻料		880円	
	不渡手形返却料		880円	
	県外の税金・公共料金納付		550円	

両替手数料・硬貨入出金手数料

両替手数料	枚数	手数料
	1枚～50枚	無料※
51枚～300枚	110円	
301枚～500枚	220円	
501枚～1000枚	330円	
1001枚～2000枚	660円	

- 以降、1,000枚まで毎に330円加算
- ※同日に2件以上の両替をご依頼される場合は、合計枚数での手数料となります。

硬貨入出金手数料	枚数	手数料
	500枚まで	無料※
501枚～1000枚	330円	
1001枚～2000枚	660円	

- 以降、1,000枚まで毎に330円加算
- ※同日に2件以上の硬貨入出金をご依頼される場合は、合計枚数での手数料となります。

夜間金庫手数料

ご利用料金(年間手数料)	26,400円
--------------	---------

貸金庫手数料

ご利用料金(年間手数料)	6,600円～22,000円 (種類・容量等により料金が異なります。)
--------------	--

為替自動振込

口座管理料(1口座)	振込の都度	55円	
振込手数料 1件につき	同一支店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当金庫 本支店宛	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他金融機関宛	3万円未満	440円
		3万円以上	660円

商品・サービスのご案内

◆ 手数料のご案内

各種証明書発行

残高証明書・利息証明書(継続)	1通につき	440円
残高証明書・利息証明書(個別)	1通につき	1,100円
取引証明書	(当金庫制定用紙)	1,100円

※住宅ローン残高証明書発行手数料は、連帯債務者を含め1通とします。
 ※住宅ローン年末調整申請にかかる残高証明発行手数料は無料とします。

融資各種証明書発行

融資予定証明書	1申込書あたり	5,500円
債務保証書発行手数料 その他融資関係証明書	1申込書あたり	3,300円

住宅ローン関連

住宅ローン融資実行時の事務取扱手数料

融資金額	1,000万円未満	1,000万円以上
(社)しんきん保証基金 保証付	55,000円	55,000円
全国保証株式会社 保証付	66,000円	77,000円
内訳	全国保証株	55,000円
	当金庫	11,000円
プロパー住宅ローン	55,000円	55,000円

住宅ローンその他手数料

期日前一括返済	保証会社付 (返済時残高ベース)	500万円未満	22,000円
		1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上	44,000円
全期間固定金利 全期間金利優遇住宅ローン	プロパー住宅ローン	借入時より~5年以内	11,000円
		5年超~10年以内	5,500円
		10年超	無料
期日前一部繰上返済	全期間固定金利型住宅ローン 全期間金利優遇住宅ローン	約定期間・返済日・返済金額・金利変更等	11,000円
		一部繰上返済金額の1% (端数切捨て)	
		約定期間・返済日・返済金額・金利変更等	11,000円
条件変更	返済期間・返済日・返済金額・金利変更等		11,000円
固定金利設定手数料	(当初借入時は無料)		5,500円

個人ローン 繰上償還手数料・変更手数料

繰上げ償還手数料	平成27年10月1日以降実行分に適用	1,100円
条件変更手数料		1,100円

事業性貸出

条件変更	返済期間・返済日・返済金額・金利変更等	11,000円	
融資実行時の手数料	アパート・マンション融資(新築、借換え)	66,000円	
不動産担保調査手数料	アパートローン除く	新規設定時	55,000円
		追加設定時	33,000円
事業性繰上償還手数料 但し、制度融資除く 令和元年10月1日以降 実行分融資期間 5年以上に適用	固定金利	繰上償還金額1,000万円未満	33,000円
		繰上償還金額1,000万円以上5,000万円未満	55,000円
		繰上償還金額5,000万円以上	88,000円
	変動金利	繰上償還金額に関係なく一律	11,000円
担保不動産抹消 事務手数料	抵当権除く		11,000円

でんさいサービス手数料

【基本料金】

しがちゅうしん「でんさいネット」 サービスのご利用内容	法人IBのご利用区分	基本料金(月額)
でんさいの受取、譲渡、割引 のみのご利用のお客さま (債権者利用等)	法人IB ご利用無し	無料
	法人IB ご利用あり	
でんさいの受取、譲渡、割引、 発生記録をご利用のお客さま (債務者利用)	法人IB ご利用無し	1,100円
	法人IB ご利用あり	無料

◎「債権者利用等」とは、債権者利用限定特約、保証利用限定特約による利用をいいます。

【各記録請求等1件当たりの手数料】

取引種別	手数料金額	
	本支店宛	他金融機関宛
発生記録請求	330円	550円
譲渡記録	330円	550円
分割譲渡記録	330円	550円
開示	無料	無料
入金手数料 (電子債権期日)	※無料(220円)	

◎窓口等への書面による依頼につきましては、上記手数料に加え、別途代行手数料
1,100円をいただきます。

◎発生記録、分割記録、分割譲渡記録をご利用される方に対して取引種別毎の手
料をご負担いただきます。

◎上記以外に、特例開示請求や組戻依頼等の手数料があります。

◎でんさいネットに直接お支払いいただく料金はございません。

※令和3年3月31日まではキャンペーンにより無料

【残高証明書発行手数料】

発行形態	定例発行方式	都度発行方式
		2,200円

※上記、各種手数料には、消費税10%が含まれています。

※主な手数料を記載しています。記載されていない手数料については
窓口までお問い合わせください。

資料編

■ 主要な事業に関する事項 …… 31~42

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- 会計監査人による監査
- 財務諸表の適正等の確認
- 貸借対照表の注記
- 損益計算書の注記

- 主要な業務の状況を示す指標
- 預金に関する指標
- 貸出金等に関する指標
- 有価証券等に関する指標

■ 自己資本の充実の状況 …… 43~50

定性的な開示事項

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 金利リスクに関する事項

定量的な開示事項

- 自己資本の構成に関する事項
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項

主要な事業に関する事項

◆ 貸借対照表

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
(資産の部)		
現金	4,905	5,211
預 け 金	73,768	66,397
買 入 金 銭 債 権	1,162	3,715
有 価 証 券	167,105	172,278
国 債	16,642	17,728
地 方 債	15,204	18,633
社 債	56,145	59,582
株 式	575	895
その他の証券	78,538	75,439
貸 出 金	234,245	243,972
割 引 手 形	1,840	1,478
手 形 貸 付	19,084	21,324
証 書 貸 付	206,477	214,283
当 座 貸 越	6,842	6,886
そ の 他 資 産	2,586	2,520
未 決 済 為 替 貸	88	77
信 金 中 金 出 資 金	1,814	1,814
未 収 収 益	455	401
そ の 他 の 資 産	228	226
有 形 固 定 資 産	5,621	7,551
建 物	1,398	1,672
土 地	2,893	2,882
リ ー ス 資 産	127	95
建 設 仮 勘 定	863	2,558
その他の有形固定資産	339	343
無 形 固 定 資 産	60	60
ソ フ ト ウ エ ア	33	39
リ ー ス 資 産	15	9
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	268	825
債 務 保 証 見 返	1,019	1,086
貸 倒 引 当 金	△ 2,413	△ 2,178
(うち個別貸倒引当金)	(△1,890)	(△1,703)
資 産 の 部 合 計	488,331	501,441

科 目	平成30年度	令和元年度
	平成31年3月31日現在	令和2年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	446,965	459,940
当 座 預 金	5,686	6,121
普 通 預 金	114,841	125,423
貯 蓄 預 金	825	842
通 知 預 金	848	1,100
定 期 預 金	314,209	315,824
定 期 積 金	9,370	8,287
そ の 他 の 預 金	1,184	2,339
借 用 金	16,000	17,000
借 入 金	16,000	17,000
そ の 他 負 債	1,332	1,503
未 決 済 為 替 借	115	84
未 払 費 用	541	651
給 付 補 て ん 備 金	3	3
未 払 法 人 税 等	56	75
前 受 収 益	126	207
職 員 預 り 金	229	245
リ ー ス 債 務	145	107
資 産 除 去 債 務	35	27
そ の 他 の 負 債	79	100
賞 与 引 当 金	191	192
役 員 賞 与 引 当 金	4	—
退 職 給 付 引 当 金	326	303
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	141	148
預 金 払 戻 引 当 金	2	5
偶 発 損 失 引 当 金	79	75
債 務 保 証	1,019	1,086
負 債 の 部 合 計	466,064	480,257
(純資産の部)		
出 資 金	1,272	1,272
普 通 出 資 金	1,272	1,272
利 益 剰 余 金	20,572	21,038
利 益 準 備 金	1,274	1,274
そ の 他 利 益 剰 余 金	19,298	19,763
特 別 積 立 金	16,068	14,900
(奉仕基金積立金)	(100)	(100)
(本部建設積立金)	(1,168)	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,229	4,863
会 員 勘 定 合 計	21,845	22,311
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	421	△ 1,127
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	421	△ 1,127
純 資 産 の 部 合 計	22,267	21,184
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	488,331	501,441

◆ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
経 常 収 益	6,341,420	6,379,151
資金運用収益	5,464,144	5,579,347
貸出金利息	3,356,951	3,441,904
預け金利息	193,641	142,597
有価証券利息配当金	1,866,519	1,945,523
その他の受入利息	47,032	49,321
役務取引等収益	394,584	417,925
受入為替手数料	204,830	210,813
その他の役務収益	189,753	207,112
その他業務収益	284,862	163,661
国債等債券売却益	261,369	108,213
その他の業務収益	23,493	55,447
その他経常収益	197,829	218,218
償却債権取立益	93,629	123,732
株式等売却益	85,730	71,513
その他の経常収益	18,468	22,971
経 常 費 用	5,628,440	5,626,560
資金調達費用	425,896	451,316
預金利息	412,318	429,739
給付補てん備金繰入額	3,326	2,850
借入金利息	6,886	16,006
その他の支払利息	3,365	2,719
役務取引等費用	266,755	255,271
支払為替手数料	64,426	65,422
その他の役務費用	202,328	189,848
その他業務費用	462,698	292,146
国債等債券売却損	167,462	41,898
国債等債券償還損	295,132	249,755
その他の業務費用	103	492
経 費	3,954,025	4,038,260
人 件 費	2,460,026	2,464,918
物 件 費	1,452,933	1,513,857
税 金	41,066	59,484
その他経常費用	519,064	589,565
貸倒引当金繰入額	389,651	543,474
貸出金償却	15,218	664
株式等売却損	83,223	29,886
その他の経常費用	30,971	15,540
経 常 利 益	712,979	752,591
特 別 損 失	10,319	4,636
固定資産処分損	10,319	4,636
税引前当期純利益	702,660	747,955

科 目	平成30年度	令和元年度
	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
法人税、住民税および事業税	143,648	198,463
法人税等調整額	△ 84,735	33,280
法人税等合計	58,912	231,743
当期純利益	643,747	516,211
繰越金(当期首残高)	1,754,449	3,178,953
本部建設積立金取崩額	831,600	1,168,400
当期末処分剰余金	3,229,796	4,863,564

◆ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
当期末処分剰余金	3,229,796	4,863,564
剰余金処分量	50,843	38,157
普通出資に対する配当金	(年4%) 50,843	(年3%) 38,157
繰越金(当期末残高)	3,178,953	4,825,407

◎会計監査人による監査

平成30年度および令和元年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けています。

◎財務諸表の適正性等の確認

令和元年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和2年6月19日

滋賀中央信用金庫

理事長 沼尾 護

主要な事業に関する事項

◎貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
その他	4年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監督特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店の協力の下に融資管理部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引き当てを行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,940百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	……その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異	……各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額218百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額5,436百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額0百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は521百万円、延滞債権額は3,424百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は39百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,683百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,669百万円あります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシパシオンで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、615百万円あります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,478百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産

有価証券	……………	8,200百万円
預け金	……………	9,000百万円
現金	……………	2百万円

 担保資産に対応する債務

預金	……………	1,525百万円
借入金	……………	17,000百万円

 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金8,000百万円を差し入れております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は4百万円あります。
- 出資1口当たりの純資産額832円08銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。
 - 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を通じており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを行っており、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。当金庫では、「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託及び株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和2年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,892百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることとなります。

- 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	66,397	66,967	570
(2)有価証券	172,211	171,075	△1,136
満期保有目的の債券	29,603	28,467	△1,136
その他有価証券	142,608	142,608	—
(3)貸出金（*1）	243,972	246,925	2,953
貸倒引当金（*2）	△2,178	△2,178	—
	241,794	244,747	2,953
金融資産計	480,402	482,789	2,386
(1)預金積金	459,940	461,136	1,196
(2)借入金	17,000	17,164	164
金融負債計	476,940	478,301	1,360

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 （*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 （注1）金融商品の時価等の算定方法
 金融資産
 (1)預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
 (2)有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格に

っております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を市場金利(LIBOR,スワップ)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

(2) 借入金

借入金については、市場金利(LIBOR,スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
買入金債権(*1)	3,715
私募債(*1)	22
非上場株式(*1)	40
組合出資金(*2)	3
合 計	3,782

(*1) 買入金債権、私募債、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額		時 価	差 額
	取得原価	取得原価		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	4,299	4,377	78
	その他	3,204	3,236	32
	小 計	7,503	7,614	110
	合 計	7,503	7,614	110
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	600	580	△19
	その他	21,500	20,272	△1,227
	小 計	22,100	20,852	△1,247
	合 計	29,603	28,467	△1,136

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額		取得原価	差 額
	取得原価	取得原価		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	197	189	8
	債 券	55,878	55,166	712
	国 債	15,928	15,773	155
	地方債	14,479	14,240	239
	社 債	25,470	25,151	318
	その他	18,192	17,442	750
小 計	74,268	72,797	1,471	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	656	782	△125
	債 券	35,143	35,571	△427
	国 債	1,799	1,808	△8
	地方債	4,153	4,204	△50
	社 債	29,191	29,559	△368
	その他	32,538	35,013	△2,474
小 計	68,339	71,367	△3,028	
合 計	142,608	144,164	△1,556	

なお、上記の評価差額から税効果相当額△429百万円を控除した△1,127百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	898	71	29
債 券	7,583	49	13
国 債	3,177	46	0
地方債	3,470	0	13
社 債	935	2	0
その他	23,017	458	278
合 計	31,499	580	321

31. 減損処理を行った有価証券

有価証券の時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当事業年度における減損処理対象有価証券はありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して50%以上であること又は事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して30%以上50%未満でありかつ決算日前1年間の下落率が一度も30%未満に回復していない場合であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、9,831百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,560百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付制度として、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。このほか、当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△1,797百万円
ロ. 年金資産(時価)	1,414百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△382百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	78百万円
ホ. 未認識過去勤務費用	－百万円
ヘ. 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△303百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	95百万円
ロ. 利息費用	－百万円
ハ. 期待運用収益	△38百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△5百万円
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	4百万円
ヘ. 厚生年金基金支払額等	145百万円
ト. 退職給付費用合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	201百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.0%
長期期待運用収益率	2.5%

(5) 当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。当該厚生年金基金制度は総合型であり、同基金の全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)	
年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月31日現在)	
	0.30%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高180,752百万円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金59百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	688百万円
減価償却費	69百万円
退職給付引当金	83百万円
役員退職慰労引当金	41百万円
賞与引当金	53百万円
有形固定資産減損損失	41百万円
有価証券減損損失	1百万円
その他有価証券評価差額金	835百万円
有形固定資産(合併時評価差額)	66百万円
未収利息	44百万円
未払事業税	11百万円
その他	46百万円
小 計	1,983百万円
評価性引当額	△615百万円
繰延税金資産合計	1,367百万円

(2) 繰延税金負債

有形固定資産(合併時評価差額)	134百万円
原状回復費用	1百万円
その他有価証券評価差額金	406百万円
繰延税金負債合計	542百万円
繰延税金資産の純額	825百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率(調整)	27.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%
評価性引当額の増減	2.6%
住民税均等割額	1.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0%

◎ 損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額20円28銭

主要な事業に関する事項

主要な業務の状況を示す指標

◆ 業務粗利益

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	5,038,247	5,128,030
資金運用収益	5,464,144	5,579,347
資金調達費用	425,896	451,316
役務取引等収支	127,829	162,653
役務取引等収益	394,584	417,925
役務取引等費用	266,755	255,271
その他の業務収支	△ 177,835	△ 128,484
その他業務収益	284,862	163,661
その他業務費用	462,698	292,146
業務粗利益	4,988,240	5,162,199
業務粗利益率(%)	1.06	1.06

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(平成30年度8円、令和元年度9円)を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

◆ 業務純益

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度
業務純益	1,063,924	1,197,794
実質業務純益	1,058,894	1,149,368
コア業務純益	1,260,119	1,332,808
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,055,541	932,492

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆ 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資金運用勘定	469,498	486,400	5,464	5,579	1.16	1.14
うち貸出金	225,990	239,144	3,356	3,441	1.48	1.43
うち預け金	76,846	72,502	193	142	0.25	0.19
うち有価証券	164,450	170,749	1,866	1,945	1.13	1.13
資金調達勘定	456,096	474,030	425	451	0.09	0.09
うち預金積金	439,041	456,829	415	432	0.09	0.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	16,657	17,200	6	16	0.04	0.09

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度802百万円、令和元年度577百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成30年度9千円、令和元年度10千円)および利息(平成30年度16円、令和元年度44円)を、それぞれ控除して表示しています。

◆ 利鞘

(単位:%)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回り	1.16	1.14
資金調達原価率	0.95	0.94
総資金利鞘	0.21	0.20

◆ 利益率

(単位:%)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.14	0.15
総資産当期純利益率	0.13	0.10

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◆ 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	162,311	△ 284,417	△ 122,106	252,537	△ 139,624	112,913
うち貸出金	121,846	△ 102,178	19,668	180,629	△ 94,534	86,095
うち預け金	11,983	△ 21,090	△ 9,106	△ 8,544	△ 42,499	△ 51,044
うち有価証券	18,846	△ 145,433	△ 126,587	71,765	7,238	79,003
うち金融機関貸付	9,635	△ 15,715	△ 6,080	8,686	△ 9,828	△ 1,141
支 払 利 息	15,920	△ 8,158	7,762	17,019	7,063	24,082
うち預金積金	15,958	△ 12,945	3,013	16,844	101	16,945
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 37	4,787	4,749	174	6,962	7,136

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法を採用しています。

預金に関する指標

◆ 流動性預金・定期性預金等平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
流 動 性 預 金	113,303	125,258
うち有利息預金	101,842	112,894
定 期 性 預 金	324,815	330,640
うち固定金利定期預金	313,643	321,746
うち変動金利定期預金	220	200
そ の 他	922	931
小 計	439,041	456,829
讓 渡 性 預 金	—	—
合 計	439,041	456,829

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

◆ 定期預金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
定 期 預 金	314,209	315,824
固定金利定期預金	313,994	315,641
変動金利定期預金	215	182
そ の 他	0	0

主要な事業に関する事項

貸出金等に関する指標

◆ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
割引手形	1,536	1,486
手形貸付	16,847	19,322
証書貸付	201,855	212,293
当座貸越	5,751	6,041
合計	225,990	239,144

◆ 貸出金残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金	234,245	243,972
固定金利	105,643	107,800
変動金利	128,602	136,172

◆ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	平成30年度		令和元年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	93,892	40.1	99,131	40.6
運転資金	140,352	59.9	144,841	59.4
合計	234,245	100.0	243,972	100.0

◆ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	平成30年度			令和元年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	449	18,294	7.8	437	18,334	7.5
農業、林業	44	952	0.4	60	1,136	0.5
漁業	1	35	0.0	1	34	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	198	0.1	2	136	0.1
建設業	1,107	21,187	9.0	1,151	21,955	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	26	1,513	0.6	25	1,481	0.6
情報通信業	20	274	0.1	22	263	0.1
運輸業、郵便業	71	5,529	2.4	76	6,258	2.6
卸売業、小売業	718	22,500	9.6	723	22,617	9.3
金融業、保険業	26	13,076	5.6	28	13,081	5.4
不動産業	581	49,406	21.1	588	53,584	22.0
物品賃貸業	9	1,136	0.5	11	1,240	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	65	713	0.3	73	745	0.3
宿泊業	13	2,224	0.9	14	2,153	0.9
飲食業	267	4,237	1.8	282	4,144	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	177	5,348	2.3	183	5,379	2.2
教育、学習支援業	21	388	0.2	23	466	0.2
医療、福祉	155	8,802	3.8	173	9,173	3.8
その他のサービス	336	7,602	3.3	357	8,637	3.5
小計	4,088	163,425	69.8	4,229	170,823	70.0
国・地方公共団体等	15	30,302	12.9	16	31,883	13.1
個人	7,401	40,518	17.3	7,202	41,265	16.9
合計	11,504	234,245	100.0	11,447	243,972	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

◆ 貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	4,773	4,366
有価証券	26	21
動産・不動産	61,794	65,295
その他	—	—
小計	66,593	69,683
信用保証協会・信用保険	31,000	32,158
保証	11,962	12,276
信用	124,686	129,852
合計	234,245	243,972

◆ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産・不動産	140	116
その他	—	—
小計	140	116
信用保証協会・信用保険	22	20
保証	11	9
信用	845	940
合計	1,019	1,086

◆ 住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
住宅ローン	32,812	33,564
消費者ローン	7,706	7,720
合計	40,518	41,284

◆ 預貸率

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度
期末預貸率	52.40	53.04
期中平均預貸率	51.47	52.34

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

◆ 経営改善支援の取組実績

【平成31年4月～令和2年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数			経営改善 支援 取組み率 α/A	ランクアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
			β	γ	δ			
正常先 ①	4,031	7	1	7	0.2	100.0		
要注意先	うちその他 要注意先 ②	419	86	79	85	20.5	8.1	98.8
	うち 要管理先 ③	8	2	0	2	25.0	50.0	100.0
	破綻懸念先 ④	46	9	5	9	19.6	11.1	100.0
実質破綻先 ⑤	26	0	0	0	0.0	—	—	
破綻先 ⑥	9	0	0	0	0.0	—	—	
小計 (②～⑥の計)	508	97	9	84	19.1	9.3	99.0	
合計	4,539	104	9	85	2.3	8.7	99.0	

(注) ● 期初債務者数および債務者区分は平成31年4月当初時点で整理しています。

● 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。

● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。

● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。

● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。

● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。

● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。

● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

● 「再生計画を策定した先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

主要な事業に関する事項

◆ リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破綻先債権額(A)	413	521
延滞債権額(B)	3,558	3,424
合計(C) = (A) + (B)	3,971	3,946
担保・保証額(D)	2,682	2,833
回収に懸念がある債権額(E)=(C)-(D)	1,289	1,112
個別貸倒引当金(F)	1,198	1,012
同引当率(G) = (F) / (E) (%)	92.90	90.99

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
3ヵ月以上延滞債権額(H)	0	39
貸出条件緩和債権額(I)	1,821	1,683
合計(J) = (H) + (I)	1,821	1,723
担保・保証額(K)	637	470
回収に管理を要する債権額(L)=(J)-(K)	1,184	1,252
貸倒引当金(M)	95	60
同引当率(N) = (M) / (L) (%)	8.07	4.85

3. リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
(C)+(J)	5,793	5,669

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない

貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しています。

◆ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	527	522	—	527	522
	令和元年度	522	474	—	522	474
個別貸倒引当金	平成30年度	1,985	1,890	366	1,619	1,890
	令和元年度	1,890	1,703	588	1,301	1,703
合計	平成30年度	2,513	2,413	366	2,147	2,413
	令和元年度	2,413	2,178	588	1,824	2,178

◆ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	15	0

◆ 金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成30年度	5,802	4,622	3,326	1,295	79.66	52.33
	令和元年度	5,678	4,386	3,313	1,073	77.24	45.37
破産更生債権および これらに準ずる債権	平成30年度	870	870	728	141	100.00	100.00
	令和元年度	1,018	1,018	847	170	100.00	100.00
危険債権	平成30年度	3,110	3,018	1,960	1,058	97.05	92.03
	令和元年度	2,936	2,835	1,994	841	96.59	89.36
要管理債権	平成30年度	1,821	732	637	95	40.23	8.07
	令和元年度	1,723	531	470	60	30.84	4.85
正常債権	平成30年度	229,626					
	令和元年度	239,496					
合計	平成30年度	235,428					
	令和元年度	245,174					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

主要な事業に関する事項

有価証券等に関する指標

◆ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	平成30年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	5,679	8,284	1,042	1,636	—	—	16,642
地 方 債		2,080	2,710	2,799	309	4,771	2,533	—	15,204
社 債		6,639	9,083	7,031	5,282	21,556	6,551	—	56,145
株 式		—	—	—	—	—	—	575	575
外 国 証 券		1,308	3,983	6,340	9,320	14,617	12,067	—	47,638
そ の 他 の 証 券		1,796	3,018	3,735	11,023	5,677	508	5,139	30,900
合 計		11,825	24,475	28,191	26,978	48,258	21,661	5,715	167,105

(単位:百万円)

種 類	残 存 期 間	令和元年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	9,714	2,570	1,623	2,322	1,497	—	17,728
地 方 債		1,236	1,444	3,082	—	—	12,869	—	18,633
社 債		6,224	5,080	7,900	3,831	25,163	11,383	—	59,582
株 式		—	—	—	—	—	—	895	895
外 国 証 券		2,401	4,251	7,159	11,007	11,781	11,432	—	48,034
そ の 他 の 証 券		470	3,694	4,304	4,243	6,715	—	7,976	27,404
合 計		10,332	24,185	25,017	20,705	45,982	37,182	8,872	172,278

◆ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度
国 債	20,282	15,488
地 方 債	15,010	16,826
社 債	52,695	58,505
株 式	702	550
外 国 証 券	44,557	48,710
そ の 他 の 証 券	31,201	30,668
合 計	164,450	170,749

◆ 商品有価証券平均残高

該当ありません。

◆ 預証率

(単位:%)

種 類	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	37.38	37.45
期 中 平 均 預 証 率	37.45	37.37

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

◆ 有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	499	503	3	—	—	—
	社 債	6,499	6,655	155	4,299	4,377	78
	そ の 他	12,706	12,946	239	3,204	3,236	32
	小 計	19,705	20,104	398	7,503	7,614	110
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	600	580	△ 19
	そ の 他	12,000	11,644	△ 355	21,500	20,272	△ 1,227
	小 計	12,000	11,644	△ 355	22,100	20,852	△ 1,247
合 計	31,705	31,748	43	29,603	28,467	△ 1,136	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成30年度			令和元年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	126	122	4	197	189	8
	債 券	78,750	77,385	1,364	55,878	55,166	712
	国 債	16,642	16,326	315	15,928	15,773	155
	地 方 債	14,164	13,845	319	14,479	14,240	239
	社 債	47,943	47,212	730	25,470	25,151	318
	そ の 他	25,754	24,912	841	18,192	17,442	750
	小 計	104,631	102,420	2,211	74,268	72,797	1,471
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	407	477	△ 69	656	782	△ 125
	債 券	2,212	2,240	△ 27	35,143	35,571	△ 427
	国 債	—	—	—	1,799	1,808	△ 8
	地 方 債	539	540	△ 0	4,153	4,204	△ 50
	社 債	1,673	1,700	△ 26	29,191	29,559	△ 368
	そ の 他	28,074	29,606	△ 1,532	32,538	35,013	△ 2,474
	小 計	30,694	32,323	△ 1,629	68,339	71,367	△ 3,028
合 計	135,326	134,744	582	142,608	144,164	△ 1,556	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
買 入 金 銭 債 権	1,162	3,715
私 募 債	29	22
非 上 場 株 式	40	40
組 合 出 資 金	4	3
合 計	1,236	3,782

◆ 金銭の信託の時価情報等

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度
貸 借 対 照 表 計 上 額	10	10
取 得 原 価	10	10
差 額	—	—
うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—
うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	10	10

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

◆ デリバティブ取引の時価情報等 (規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

◆ 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」から構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は出資金、過去の利益金の積上げである利益剰余金と一般貸倒引当金等が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

◆ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一業種に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものです。

◆ 信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識上、確実性、安全性、流動性、収益性、発展性、公益性の6原則に則った厳格な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

また、貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、審査委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先債権に相当する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

なお、それぞれの結果については有限責任監査法人トーマツの監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

◆ 信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減する措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。従いまして、担保または保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当金庫が定める「融資（割手・手貸・証貸）事務取扱要領」や各種約定書に基づき適切な取扱いに努めています。

なお、パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様と判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めています。

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫では、地元中小企業者の資金調達の多様化に応じるための手段として位置付けています。

2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

3. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関の名称

- ㈱格付投資情報センター (R&I)
- ㈱日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および価格の20%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

◆ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク、市場リスクに分類されない他のすべての業務に係る横断的なリスク、即ち様々な人的または技術的ミスによって生じる損失に関するリスクを言います。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しています。リスクの計測につきましては、基礎的手法を採用しています。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会、経営会議において協議するとともに必要に応じて理事会に報告しています。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する名称

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

◆ 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBBといたします）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

具体的には、一定の市場金利の変動を想定した場合に生じ

るIRRBBを定期的に計測しリスク管理委員会で定期的に協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど適切に対応を講じることに努めています。

金利リスクの計測については毎月末を基準日とし、月次でIRRBBを計測しています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.313年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法および固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。(コア預金については、流動性預金残高の50%相当額を平均2.5年としています。)
- (d) IRRBBの算出にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。(通貨毎の金利ショック幅：JPY100bp、SGD150bp、USD200bp、CAD200bp、EUR200bp、GBP250bp、AUD300bp、その他100bp～400bp)
- (e) 有価証券についてはモデル価格にスプレッドを含めて算出しています。
- (f) 内部モデルに関しては使用していません。
- (g) 前事業年度末からの変動について、 Δ EVE（最大値：上方パラレルシフト）は、運用資産の金利低下及び長期化により、前期比789百万円増加し12,916百万円となりました。 Δ NIIについては、開示初年度であるため記載していません。

②内部管理上の金利リスク（VaR）に関する事項

当金庫では、有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR（保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99%）に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、ストレステストを実施し過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに収益管理や経営上の判断においては、市場環境を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動を想定し、金利リスクを計測しています。

※主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金および預金積金です。当金庫では「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託および株式、「貸出金」および「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,892百万円です。

自己資本の充実の状況

◆ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,794	22,273
うち、出資金および資本剰余金の額	1,272	1,272
うち、利益剰余金の額	20,572	21,038
うち、外部流出予定額 (△)	50	38
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	522	474
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	522	474
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	22,317	22,747
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	60	60
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	60	60
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	22,257	22,686
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	223,307	237,977
資産 (オン・バランス) 項目	218,679	233,342
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720	△ 720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	4,628	4,634
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,171	10,262
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	223,479	248,239
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) %	9.53	9.13

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

定量的な開示事項

◆ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	223,307	8,932	237,977	9,519
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	214,730	8,589	227,559	9,102
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	60	2	60	2
我が国の政府関係機関向け	424	16	346	13
地方三公社向け	228	9	172	6
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	30,138	1,205	28,882	1,155
法人等向け	91,250	3,650	100,329	4,013
中小企業等向けおよび個人向け	35,752	1,430	37,528	1,501
抵当権付住宅ローン	8,444	337	8,574	342
不動産取得等事業向け	24,605	984	25,600	1,024
3ヵ月以上延滞等	539	21	626	25
取立未済手形	17	0	15	0
信用保証協会等による保証付	3,969	158	3,920	156
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	644	25	1,016	40
出資等のエクスポージャー	644	25	1,016	40
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	18,655	746	20,487	819
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,206	88	1,704	68
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,828	73	1,828	73
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,488	59	1,638	65
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	13,131	525	15,315	612
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,297	371	11,137	445
ルック・スルー方式	9,297	371	11,137	445
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,171	406	10,262	410
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	233,479	9,339	248,239	9,929

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府および中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

◆ 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引		平成30年度	令和元年度	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度			
国 内	421,154	441,138	245,462	254,997	175,692	186,140	—	—	633	713	
国 外	47,655	45,973	—	—	47,655	45,973	—	—	—	—	
地域別合計	468,810	487,111	245,462	254,997	223,347	232,114	—	—	633	713	
製造業	31,323	32,143	19,800	19,760	11,523	12,382	—	—	129	126	
農業、林業	1,175	1,272	1,175	1,272	—	—	—	—	—	—	
漁業	39	38	39	38	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	198	137	198	137	—	—	—	—	—	—	
建設業	24,128	25,840	24,128	25,439	—	400	—	—	208	189	
電気・ガス・熱供給・水道業	14,717	15,269	1,531	1,583	13,185	13,685	—	—	—	—	
情報通信業	2,419	3,845	291	282	2,128	3,562	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	11,220	12,002	5,686	6,386	5,533	5,616	—	—	50	24	
卸売業、小売業	29,511	30,521	25,631	25,869	3,880	4,651	—	—	64	40	
金融業、保険業	129,493	127,888	13,335	13,339	116,157	114,549	—	—	—	—	
不動産業	55,378	62,258	50,668	54,941	4,709	7,316	—	—	36	4	
物品賃貸業	1,156	1,250	1,156	1,250	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	837	927	837	927	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	2,254	2,180	2,254	2,180	—	—	—	—	—	—	
飲食業	4,999	4,911	4,999	4,911	—	—	—	—	49	35	
生活関連サービス業、娯楽業	6,297	6,504	6,266	6,418	31	85	—	—	65	63	
教育、学習支援業	574	666	574	666	—	—	—	—	—	13	
医療、福祉	9,910	10,331	9,910	10,331	—	—	—	—	—	64	
その他のサービス	8,679	9,615	8,658	9,538	21	76	—	—	—	29	
国・地方公共団体等	79,338	83,309	30,354	31,917	48,984	51,392	—	—	—	—	
個人	37,959	37,803	37,959	37,803	—	—	—	—	29	122	
その他	17,192	18,394	—	—	17,192	18,394	—	—	—	—	
業種別合計	468,810	487,111	245,462	254,997	223,347	232,114	—	—	633	713	
1年以下	55,245	58,052	45,165	48,120	10,080	9,931	—	—	—	—	
1年超3年以下	38,052	41,304	16,879	20,751	21,173	20,553	—	—	—	—	
3年超5年以下	50,507	46,680	25,824	25,463	24,682	21,216	—	—	—	—	
5年超7年以下	37,095	37,849	21,086	21,257	16,008	16,591	—	—	—	—	
7年超10年以下	73,299	71,182	31,024	31,143	42,274	40,039	—	—	—	—	
10年超	125,348	147,335	104,362	107,195	20,985	40,140	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	89,260	84,706	1,118	1,065	88,142	83,641	—	—	—	—	
残存期間別合計	468,810	487,111	245,462	254,997	223,347	232,114	—	—	633	713	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

P.39を参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	332	243	243	530	177	131	155	111	243	530	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	376	388	388	440	0	12	376	376	388	440	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	5	5	9	—	2	4	2	5	9	—	—
卸売業、小売業	212	60	60	26	117	43	95	17	60	26	0	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	171	239	239	193	61	—	110	239	239	193	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	13	13	13	13	—	—	13	13	13	13	—	—
飲食業	443	472	472	15	—	378	443	94	472	15	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	24	32	32	29	—	—	24	32	32	29	—	—
教育、学習支援業	—	24	24	5	—	20	—	4	24	5	—	—
医療、福祉	218	212	212	240	5	—	212	212	212	240	13	—
その他のサービス	180	184	184	185	—	—	180	184	184	185	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	8	13	13	13	4	0	3	12	13	13	0	—
合計	1,985	1,890	1,890	1,703	366	588	1,619	1,301	1,890	1,703	15	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	19,831	58,578	20,006	63,587
10%	—	22,815	—	21,561
20%	30,888	71,843	32,246	66,209
35%	—	24,373	—	24,695
40%	8,321	—	4,811	5,013
50%	31,909	272	39,024	1,048
70%	9,831	—	6,821	2,505
75%	—	63,533	—	65,898
100%	7,740	115,099	7,107	123,194
120%	1,102	1,103	1,604	301
150%	—	85	—	87
200%	—	—	—	—
250%	882	595	730	655
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	110,508	358,301	112,351	374,759
	468,810		487,111	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

◆ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,161	4,790	—	—
(1) ソ ブ リ ン 向 け		—	—	—	—
(2) 金 融 機 関 向 け		—	—	—	—
(3) 法 人 等 向 け		2,238	2,007	—	—
(4) 中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け		2,735	2,383	—	—
(5) 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		26	18	—	—
(6) 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け		161	181	—	—
(7) 3 カ 月 以 上 延 滞 等		—	—	—	—

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

◆ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	479	479	799	799
非 上 場 株 式 等	1,954	—	1,955	—
合 計	2,434	479	2,754	799

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	85	71
売 却 損	83	29
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	△ 61	△ 115

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	31,660	28,374
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

◆ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		平成31年3月末	令和2年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
1	上方パラレルシフト	12,127	12,916		0
2	下方パラレルシフト	0	0		67
3	ス テ ィ ー プ 化	10,733	11,943		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	12,127	12,916		67
		ホ		ハ	
		平成31年3月末		令和2年3月末	
8	自 己 資 本 の 額	22,257		22,686	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日による改正を受け、令和2年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。

用語解説

自己資本関係

コア資本	自己資本比率規制（バーゼルⅢ）において自己資本を構成する項目であり、出資金、資本剰余金、利益剰余金などが該当し、一般貸倒引当金が一定の条件下において算入される。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤操作等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%により算出する手法。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）により算出された額。

信用リスク関係

ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するに当たり用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

市場リスク関係

派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例として、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
--------	---

金利リスク関係

IRRBB 銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかをみるもの。
ΔEVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される指標をいう。
ΔNII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される指標をいう。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下100bp（ベース・ポイント）の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
BPV	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー） 金利リスクの指標の一つで、全ての期間の金利が1bp（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
VaR	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出した値をいう。
ストレステスト	蓋然性のある事象（世界金融危機、VaRショック等）が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出しされる預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞在する預金のこと。

ディスクロージャー開示項目一覧

信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づく開示事項

■ 1.金庫の概況および組織に関する事項

(1)事業の組織	22
(2)理事および監事の氏名および役職名	21
(3)会計監査人の氏名又は名称	32
(4)事務所の名称および所在地	53

■ 2.金庫の主要な事業の内容

■ 3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5~6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	6
①経常収益	
②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額および出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫職員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	35~36
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	
イ.資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	
エ.受取利息および支払利息の増減	
オ.総資産経常利益率	
カ.総資産当期純利益率	
②預金に関する指標	36
ア.流動性預金、定期性預金の平均残高	
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	37~38
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	
エ.用途別の貸出金残高	
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	

カ.預貸率の期末値および期中平均値

④有価証券に関する指標	41
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	
ウ.有価証券の種類別の平均残高	
エ.預証率の期末値および期中平均値	

■ 4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制	19~20
(2)法令遵守の体制	15~17
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況	7~10
(4)金融ADR制度への対応	18

■ 5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	31~32
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	39~40
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3)自己資本の充実の状況	43~50
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益	41~42
①有価証券	
②金銭の信託	
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	39
(6)貸出金償却の額	39
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	32

■ 6.報酬等に関する事項

	22
--	----

店舗一覽

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
彦 根 営 業 部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7721
銀 座 支 店	彦根市河原三丁目1番26号	0749-22-0854
城 東 支 店	彦根市旭町1番18号	0749-22-7726
高 宮 支 店	彦根市高宮町1753番地の3	0749-23-4411
平 田 支 店	彦根市平田町422番地の16	0749-22-1321
城 南 支 店	彦根市西今町394番地の1	0749-24-9061
南彦根駅前出張所	彦根市竹ヶ鼻町43番地の2 (ビバシティ彦根内)	0749-27-5650
佐 和 山 支 店	彦根市西沼波町203番地の6	0749-27-1800
愛 知 川 支 店	愛知郡愛荘町愛知川1728番地	0749-42-2255
稲 枝 支 店	彦根市肥田町1013番地の6	0749-43-5600
豊 郷 支 店	犬上郡豊郷町安食南273番地	0749-35-4331
湖 東 町 支 店	東近江市池庄町1番地の9	0749-45-1601
多 賀 支 店	犬上郡多賀町多賀515番地	0749-48-2131
河 瀬 支 店	彦根市川瀬馬場町1091番地の5	0749-25-3900
秦 荘 支 店	愛知郡愛荘町安孫子850番地	0749-37-8151
本 店 営 業 部	近江八幡市桜宮町198番地	0748-34-7766
八 幡 支 店	近江八幡市仲屋町元19番地	0748-32-3161
北 里 支 店	近江八幡市十王町81番地	0748-34-8111
八 幡 駅 前 支 店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1番地15	0748-37-6141
八 幡 西 出 張 所	近江八幡市堀上町155番地の15	0748-36-7355
安 土 支 店	近江八幡市安土町下豊浦4715番地	0748-46-3121
竜 王 支 店	蒲生郡竜王町大字駕輿丁68番地	0748-57-1800
守 山 支 店	守山市守山六丁目7番16号	077-583-2711
守 山 駅 前 支 店	守山市守山一丁目6番12-101号	077-582-3160
守 山 北 支 店	守山市水保町1134番地の8	077-585-7700
野 洲 支 店	野洲市小篠原1172番地	077-588-3111
中 主 支 店	野洲市西河原2236番地	077-589-4141
栗 東 支 店	栗東市手原四丁目8番10号	077-553-3151
草 津 支 店	草津市野村六丁目3番25号	077-569-4551
南 草 津 支 店	草津市野路町456番地の1	077-569-5230
大 津 支 店	大津市松原町3番6号	077-531-2522

店外キャッシュコーナー	中央町出張所	彦根市中央町5番9号	
	彦根市立病院	彦根市八坂町1882番地	彦根市立病院
	イオンタウン彦根	彦根市古沢町255番1	イオンタウン彦根
	平和堂愛知川店	愛知郡愛荘町愛知川158番地	平和堂愛知川店
	アストパワーセンター	犬上郡豊郷町沢250番地の1	アストパワーセンター
	ビバシティ彦根	彦根市竹ヶ鼻町43番地の1	ビバシティ彦根
	平和堂稲枝店	彦根市野良田町300番地の1	フレンドマート稲枝店
	イオン近江八幡店	近江八幡市鷹飼町南三丁目7番地	イオン近江八幡店
	アル・プラザ近江八幡	近江八幡市桜宮町202番地の1	アル・プラザ近江八幡
	モリーブ	守山市播磨田町185番地の1	モリーブ
	モリヤマスポーツ店前	守山市古高町13番地	モリヤマスポーツ店前
	アクロスプラザ野洲	野洲市市三宅1013番地	アクロスプラザ野洲
	アル・プラザ野洲	野洲市小篠原1000番地	アル・プラザ野洲
	イオンモール草津	草津市新浜町300番地	イオンモール草津
Oh!Me大津テラス	大津市打出浜14番30号	Oh!Me大津テラス	

●ATM稼働時間は、当金庫ホームページをご確認ください。

(令和2年6月末現在)



まっすぐ未来
滋賀中央信用金庫

発行 滋賀中央信用金庫 経営企画部

〒522-8655 滋賀県彦根市小泉町34番地1

TEL 0749-35-1000 <https://www.shigachushin.jp>



- 用紙: 琵琶湖の環境保全活動を支援する寄付金付びわ湖環境ペーパー 適切に管理された森林の木材を利用したFSC®認証用紙
- インキ: 環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷: 有害な廃液を排出しない水なし印刷
- 製造、廃棄に発生するCO₂をカーボンオフセット済
- CO₂排出量: 880g/部